

予算特別委員会

3月11日（火）午前9時3

0分開議

- 議題1 「議案第23号 平成20年度嵐山町一般会計予算議定について」の
審査につ
いて
- 2 「議案第24号 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定
について」
の審査について
- 3 「議案第25号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計予算議定につ
いて」の
審査について
- 4 「議案第26号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議
定につい
て」の審査について
- 5 「議案第27号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につ
いて」の
審査について
- 6 「議案第28号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定に
ついて」
の審査について
- 7 「議案第29号 平成20年度嵐山町水道事業会計予算議定について」
の審査
について
-

○出席委員（13名）

- | | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 畠山美幸 | 委員 | 2番 | 青柳賢治 | 委員 |
| 3番 | 金丸友章 | 委員 | 4番 | 長島邦夫 | 委員 |
| 5番 | 吉場道雄 | 委員 | 6番 | 藤野幹男 | 委員 |
| 7番 | 河井勝久 | 委員 | 8番 | 村田広宣 | 委員 |
| 9番 | 川口浩史 | 委員 | 10番 | 安藤欣男 | 委員 |
| 11番 | 松本美子 | 委員 | 12番 | 渋谷登美子 | 委員 |
| 13番 | 清水正之 | 委員 | | | |

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	中 村 滋

○説明のための出席者

岩 澤	兼	勝 次	町 長
高 橋		實 雄	副 町 長
安 藤	三	雄 雄	総 務 課 長
金 井	文	雄 雄	政策経営課長
富 岡	敏	雄 雄	税 務 課 長
中 西	宏	芳 夫	税務課課税担当副課長
中 島	章	枝 美	税務課収税担当副課長
馬 場	裕	人 美	町 民 課 長
矢 嶋	清	美 子	町民課保険・年金担当副課長
井 上	弘	夫 博	健康福祉課長
奥 平	律	夫 博	健康福祉課高齢福祉担当副課長
戸 野 倉	晴	夫 博	健康福祉課高齢福祉担当主査
工 藤	一	夫 博	健康福祉課高齢福祉担当主査
水 島		夫 博	産業振興課長
木 村	雄	一 幸	都市整備課長
小 澤	正	二 幸	上下水道課長
田 島	高	二 幸	上下水道課水道担当副課長
山 下	信	一 好	上下水道課下水道担当副課長
安 藤			会 計 課 長
加 藤			教 育 長
小 林			教育委員会学務課長

田 幡 幸 信 教育委員会生涯学習課長

水 島 晴 夫 農業委員会事務局長
産業振興課長兼務

◎開議の宣告

○清水正之委員長 ただいま出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、予算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○清水正之委員長 ここで報告いたします。

本日の委員会次第書はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○清水正之委員長 第23号議案 平成20年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了しておりますので、本日は歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては前もって届け出をいただいておりますが、2名であります。

最初に、第9番委員、川口浩史委員、次に第12番委員、渋谷登美子委員。

それでは、川口浩史委員、どうぞ。

○川口浩史委員 おはようございます。総括質疑をしてみたいです。

一般会計の質疑の中で第1に取り上げたいのは、差し押さえの問題が答弁としてありました。ちょっと実態を知りたいなと思いましたが、件数が何件ぐらいあって、どういう状況になったので差し押さえをしたのか、まずこの点を伺いたいと思います。

それから、2点目なのですが、町長の施政方針の中で町内業者の育成

という視点では、中心市街地の活性化には委員会を置いているということと、ボックスショップ、ハンギングフラワー、そして朝市ということであるわけです。要はこれでは不十分だろうなと思わざるを得ないのです。産業振興課のほうでは、町内業者を育成するそのものの予算はないというご答弁でありました。それはそれで私は理解いたしますけれども、今回大変道路建設が予定されております。この道路建設をいかに町内業者に受けてもらうかということは大事なかなと思うのですけれども、そのお考えがあるのか伺いたいと思います。

それから、3つ目の調理場の、昨日の議論をいたしますけれども、オール電化の問題であります。きのうの課長の答弁では電気カーペットが一番高く、今度は電気がまを、回転がまを電気にするのだけれども、それは1.06マイクロヘルツなので大変低いのだという答弁であったわけです。私もこれがどの程度人体に影響するのかということはもちろんわかりません。そんなに影響しないのかもしれない。ただ、昨日もお話ししましたようにWHO、経済保健機構、ここでもまだ議論の途中であるようです。イギリスを紹介しましたが、イギリスでもまだ結論を出していないということだと思います。あえて、私は、これにかわるエネルギーとして何もないなら、これは電気でしょうがないと思うのですけれども、あえてこれを使う必要があるのかなというところではやはり疑問を持たざるを得ないのです。ガスというものがあるわけですので、低いからこれで採用しちゃおうというようなふうに聞こえますので、もうちょいこれをご検討いただきたいと思いますけれども、その点のお考えあるか伺いたいと思います。

それと、ちょっときのう落としてしまいましたので。今御飯は毛呂山から半分ぐらい買っているわけです。今度処理場ができますと全部、御飯の場合は調理場でやるのか、その点もあわせて伺いたいと思います。

次に、指導主事の問題なのですが、今度2名になるということで施政方針の中にありました。指導主事につきまして、これちょっと嵐山の学校の先生ではないのですけれども、私もちょっと聞いたことあるのです。どうなのでしょうかと。その前に、指導主事の先生が大変忙しいということは私もわかっています。大変朝早く来てやっておられますので、そういうことでは1人はかなり大変なのだろうなということなのですけれども、ただ、現場の先生は、指導主事を必ずしも、ちょっと歓迎していないようなことを言っておられたのです。つまり国や県の方針をそのまま伝えてくるだけで、事務量がふえてしまうと。今でも事務量がふえているのだということをその先生はおっしゃっておられたのです。これを読売新聞が、「先生はなぜ忙しいのか」という特集を組んで何回かにわたっているのですけれども、事務の多様な公務

に負担が偏ってしまっているということで、これは静岡県の先生が実名で出ているのです。その事務だけであればいいのですが、子供がまた不登校になるとか、問題を起こすとか、それに対応しなければいけないということです。その上に指導主事が国、県の方針をそのまま伝えてくると、重なって大変になるのだというのが現場の先生の言い分なのです。ですので、その点をやっぱり指導主事がそのまま伝えていくということではまずいなというふうに思うのですけれども、その辺ちょっと教育長に伺いたいのですが、そういう現場の先生のことをご存じなのかどうか伺いたいと思います。

それから、これは渋谷議員がやりましたので、答弁をいただきたいのですが、同和問題に関してなのです。続けるということなので、まだ続けるのでしょうけれども、やっぱり減税の分が来年度からなくなるということでは大変進むわけですけれども、やっぱりそもそもこの必要性はないわけで、辞めていくことが大事だというふうに思うのです。

それと、幾つかのところに人権保育だとか、人権の問題があるわけです。そういうところに隠れて同和が引き続いてということも問題だなと思わざるを得ないのです。当然人権は大事なのですけれども、同和においての廃止をしていくということを、重ねて私は求めたいと思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

まず、富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、差し押さえの実態についてということで、件数とその状況についてお答えをさせていただきます。

件数ですけれども、最近3年間というところで、平成17年度ですけれども、不動産が6件、それから債券が7件、合計13件です。それから、平成18年度が債券13件、さらに平成19年度、これにつきましては4月から2月末までの数字ですけれども、債券8件、以上が件数でございます。

それから、どういう状況になったら差し押さえをするのかということでございますけれども、税の場合、滞納者がおりまして、その滞納者につきましては収税担当のほうで常に接触して納税誓約というのを、誓約書を書いていただきまして、分納、2年ないし3年ぐらいに分けて完納しますという誓約書に基づいて分納していただいているわけです。そういう方がその誓約を守らなかった場合に差し押さえをやりますよという通知を差し上げて、差し押さえをしているという状況でございます。

以上でございます。

○清水正之委員長 次に、教育委員会、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、2点にわたりましてご説明させていただきます。

まず、オール電化の件でございます。今委員さんのほうからお話がありましたようにWHOとか、そういったところでも結論等は出ていないようでございまして、なかなか難しい問題かというふうには理解しております。ただ、そういった中でございますけれども、施設につきましても、全く電気を使わないというわけにはいかないというふうに理解しているところでございまして、例えば加熱処理、これ回転がま、大きい部分があるわけでございますけれども、そういったもの、さらには食缶あるいは食器等の洗浄機、こういったものがあるというふうに理解をいたしております。そういった中でございますけれども、検討してもらいたいということでございますけれども、昨日お答えさせていただきましたように調査研究をして、この辺をどうするか検討していきたいというふうに思っています。

それから次に、御飯の問題ですけれども、委員さんのほうから毛呂山というふうにありました。これにつきましては学校給食会の炊飯工場が毛呂山にございまして、当町といたしますと、いわゆる嵐山町でとれたお米をこちらに送って、炊飯していただいて、それを各校へという形でやっております。この件につきましては、こういった方法を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○清水正之委員長 次に、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 指導主事についてですが、指導主事の配置の法的な義務とか云々というのは、これまでもお答え申し上げてきたとおりでありますし、今度教育三法という国の法律がかわって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という改正に当たっても、各市町村の指導主事の配置のより一層の充実に努めるという方向性も出されて、ますますその必要性はふえてくると。なぜならば、川口さんご指摘のように現場ではさまざまな教育課題を抱えている。いじめだとか、不登校だとか、いろいろ教員も多忙化していると。あるいは今度も学習指導要領も変わってくると。そういう現場の課題に直結して対応できるのがより身近な指導主事であると。ですから、指導主事は教員をもって充てるというのがそこなのです。要するに、教員の経験者、現職の教員から指導主事として採用するという意味はそこにあるわけです。ですから、常に私どもも現場主義に立ってということで、県におりますときからそれを申し上げてきたつもりであります。指導主事って、本当に多忙化しているというのは現場の先生と全く同じこととあります。これは市町村立の学校は公教育ですから、当然国、県、市町村という、そういう流れの中で指

導主事も行政職でありますから、当然学校に対して指導もしなければいけない面もあるし、そういう面では、見方によっては管理的という場合もありますけれども、それは進もうではないかと、問題は多忙化なのです。ここで国もようやく文科省のほうで教員の負担軽減プロジェクトチームというのを立ち上げて、今度中間報告がなされる。非常に国のほうの調査だとか、報告だとかも多いと。これを何とかしようではないか。県も、あるいはもういろんな出張も多い、調査も多い、報告文書も多いし、これを少し精査してみようということで動き始めたところです。私どももそれを現場にそのまま流すのではなくて、指導主事はそれを解釈して、現場が負担かからないように十分に、指導室でできるところはそれをしようではないかということで進めております。また、教育委員会としても現場サイドに立って、今までの事務量の見直し等も図っております。指導主事を増員することが現場にとって、ぜひ教育的な効果、効率化を図れるという意味で期待できますので、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○清水正之委員長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 町内業者の育成について私のほうからお答え申し上げます。

予算案の参考資料の14、15ページに20年度の一般会計あるいは水道事業会計、下水道事業会計含めてたくさんの工事が予定されております。町内業者の育成については毎年それなりに、私どももできるだけ町内業者にできる事業についてやっていただくという形で進めてきております。したがって、たくさんの事業の中で工事の内容によって町内業者ではちょっと無理があるかなというものについては別でございますけれども、そのほかのことについては、金額の大小にかかわらず、できるだけ出していこうというふうな形で全員が行っております。したがって、19年度の結果もいずれ出てくるかと思っておりますけれども、それなりにかなり意を注いでやってきておりますので、その結果も出るのかなと思っております。ご案内のように20年度については、今申し上げましたようにできるだけ町内業者でできるものは優先的に出していきたいということを考えておりますので、ぜひ結果をまた見ていただきたいというふうに思います。

以上です。

○清水正之委員長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 人権の問題についての質問がございました。川口委員さんの質問の中でも人権に対応することが必要だというお話でございます。そのところは意見が一致をしているわけですがけれども、人権問題というのは川口さんご案内のように大変多岐にわたっているわけです。その中で同和

問題というのがある中で、それが特別法が施行されて、そしてなくなり、同和問題も人権問題の1つでありますよということで人権問題の中に入れてきているわけです。そして、その中で人権問題の1つとして入れて同和問題も対応しているわけですが、残念ながら同和問題についても、嵐山でも昨年人も人権の問題が起きてしまっているわけです。そういうものにより対応して、しっかり人権の教育をしていかなければいけないということでありまして、人権問題、予算の中に隠れて同和の予算が入っているという考え方ではなくて、人権問題の1つとしてしっかり同和問題もとらえて人権問題の対応に当たっていく、そのための予算であるというふうにご理解をいただきたいと思えます。

○清水正之委員長 川口委員。

○川口浩史委員 差し押さえの件では、そうですか、平成17年は不動産が6件もあったのですか。これは業者でやったのかなと思うのですけれども、債券の関係では業者と個人と両方いるのでしょうか。ちょっとその点を伺いたいと思うのです。

あと、地区内と町外ももし、町内のほうが多いのでしょうかけれども、その辺も伺いたいのと、もう一つ、どのくらいの収入のある人が差し押さえになっているのか、その点までわかれば伺いたいと思えます。

それから、町内業者の関係なのですが、それなりにやっていくのだということでもあります。当然町内の業者でできないところはそれ以上の業者に頼まざるを得ないというのは、これはもう私も理解しております。大体どのくらい、何本ぐらい町内業者にはやっていきたいなど。パーセントでもいいですしけれども、何かそういうのがあれば。全くなくて、これからですよということなのでしょうか。その辺あるのかどうか、なくてというか、パーセントか、数か、いや全くないですよということなのか、その辺ちょっと伺いたいと思えます。

オール電化の問題は、検討でいいのですけれども、検討してもらわないと、やめるなんてならないのでしょうか。洗浄機、回転がま、そういうのは大きいということで、要はあえて、今蛍光灯も電磁波を出しているという話です。ですから、我々電磁波に囲まれているということでは言えるわけなのですが、これ蛍光灯のかわりになるというのはなかなかないわけです、これだけの中そういうのはもう電気でしょうがないと思う。電気にかわるものがあるのであれば、そっちを今は選ぶべきではないかなと、そういう意味です。安全だというものができるまで、言われるまで、それまではそういうものを採用するのはやっぱりまずいなというふう思うのです。ちょっとその点のお考えを、まだないのかなと。軽く見ているのではないかなと私は思うので、ちょっとその辺のお考えだけ伺いたいと思えます。

それと、御飯の件なのですが、毛呂山から継続してやるのだということなのですが、新しい調理場でつくりたくないのなら私もしようがないと思うのですが、スペース的にどうしてもそこまではとれないのだということであればしようがないと思うのですが、経費の面から見たってどうなのでしょう。調理場でつくったほうが低廉でできるのではないのですか。その辺を見た上で毛呂山のほうが安いのだということでおっしゃっているのでしょうか。もう一度伺いたいと思います。

指導主事の件ですが、そうですね、単なる加配といいますか、嵐山の先生ではないのです。単なる国、県の言い分をそのまま持ってくるという人がいると。多分忙しいのだと思うのです。もう何校も抱えていて忙しいと思うからそういう指導になってしまうと思うのです。そうすると余計現場の先生は忙しいということになります。ここに「いじめと教育委員会」という連載の記事があるのですが、これも読売なのです。川崎ではいろいろ現場に出て指導主事が指導しているのです。これ今教育長がお話しになったので結構なのですけれども、ちょっとそういうお話がなかったら指摘しようかなと思って持ってきたのですけれども、現場に出て、先生と一緒に、それで指導して、先生の負担を減していくということであるのです。そういうことで頑張っていたきたいなというふうに思います。それは要望で結構です。

同和については、町長とこれ以上議論しても本当に不毛の議論になってしまうなどと思わざるを得ません。同和も人権の1つだというふうには、私は考えることはできません。これは早急にやめるようにということです。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

まず、富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、差し押さえの債券の法人と個人ということでございますけれども、それから町内、町外です。17年度から先ほどの件数で、町内が17年度は7件、町外が6件、計13件。それで、この13件のうち個人が10件、それから法人が3件。それから、18年度につきましては町内が12件、町外が1件、それから13件のうちの個人が12件、法人が1件であります。それから、19年度につきましては町内が3件、それから町外が5件、これはすべて個人でございます。それから、法人でもやはり債券の差し押さえはありました。

それから、どのくらいの収入で差し押さえをするのかというご質問ですが、収入が幾らかというのではなくて、そういう接触をしまして、やはりこの世帯は生活が苦しいのだなという、そういった世帯につきましては差し押さえはしておりません。そういった世帯につきましては、生活困窮ということで滞納処分の執行停止、こういった形で3年間たって不納欠損という形をと

っております。したがって、差し押さえをしている件につきましてはほとんど収入がある程度あるのに滞納している、そういった方について預貯金等を、あるいは税の還付金、そういったものを差し押さえをしている状況であります。

以上です。

○清水正之委員長 次に、教育委員会、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、まずオール電化の関係についてご答弁させていただきます。

電気にかわるものがあるものはそうすべきだというようなことでございますので、そういった意向に沿ってちょっと調査研究してみたいと思います。

それから、米飯の関係でございますけれども、全員協議会のとくにちょっと申し上げたのですけれども、この施設につきましては本当に限られた予算の中で最小限のものという形でございますして、現状のスペースの中では炊飯をするスペースはとっていないというようなことでございます。

低廉ではないかという話ですけれども、細かいシミュレーション等は検討してはいないのでございますけれども、先ほど申し上げました毛呂山の炊飯工場、これにつきましては専用の炊飯工場ですので、そういった意味ではある程度安く炊飯ができていのではないかと。比較検討、細かい点はしてはいないわけですけれども、そういう形で考えておまして、今後も委託というか、そういった方向でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○清水正之委員長 最後に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 町内業者の発注率と申しますか、何本ぐらいあるいは何%ぐらい考えておるかということですが、現段階では考えておりません。ただ、先ほど申し上げましたように工事の中身、あるいは用地交渉等の状況によって、年度末余り期間がないというようなこともございますので、それでやっぱりその都度判断をしていかざるを得ないのかなというふうに思っています。担当課のほうには常日ごろ町内業者でできるものについては優先的に出してくださいというふうな話もしておりますので、恐らくそれなりの結果が出てくるのではないかとこのふうには考えております。

以上です。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 差し押さえの件なのですが、収入のあるなしではなくて、苦しいところはしていないのだということでありました。そのやり方が一番いいなと思うのです。多少収入があっても家族の人数だとか、あるいは介護だとか、病気をしている人だとかいたりなんかするとまた違いますので、そ

それはそれで大事だなと、それが一番大事だなと思うのです。ただ、その見方というのがまた違ってくると、苦しいところまで差し押さえに行ってしまうということがあると思うのです。その点の、大体どのくらいの収入の人を差し押さえしているのかなということでお聞きしたかったのですけれども、その辺がないというのであれば、今後の課題としてお考えしていただきたいなと思います。

そこで、ちょっとそれはないだろうというのがあれば意見、ちょっと聞きたかったのですけれども、ちょっとそういうことであればわかりました。これは結構です。

調理場の問題なのですが、御飯の件なのですが、場所をそれほど確保しないということでもいいわけなのですか。毛呂山の、私もそこは見に行きましたので、安くはできるのだと思います、御飯だけを炊いているわけですから。ただ、運んだり何かして、当然そこには燃料費もかかるし、それよりはもしあわせてつくるのであれば、その分を確保したものをつくったほうが、長い目では安くなるのではないかなというふうに考えるのですけれども、いや、そうではないのだよということがはっきり言えるのか。ちょっとその点だけ確認して終わりたいと思います。

○清水正之委員長 教育委員会、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、米飯の関係についてお答えをしたいと思います。

場所を確保していないということですが、今回の建物についてはそういう調理する場所は確保しておりません。それから、燃料費とかという話もあったのですけれども、先ほどちょっと申し上げなかったのですけれども、米飯について、今年の1月から2.5回に2回から引き上げてやってきておりますけれども、毛呂山のほうでつくった御飯で、私も何回かそれで試食というか、食べさせていただいておりますけれども、大変おいしいです。そういう意味では特に支障がないというふうに理解しております。

もう一つは、炊いたときに、細かくはちょっと検討はしていないのですけれども、そういった作業、いわゆる人件費というか、人の問題が施設とともに大きく影響してくるかというふうに考えておまして、現状では1施設7人体制でやっておるのですけれども、かなり精いっぱい状況でして、そういったことを考えると必ずしも自分でつくったほうが安いというふうには言い切れないというふうに考えておまして、私どもとすると現状でやっていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○清水正之委員長 続いて、2番目の総括質疑者であります第12番委員、

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 何点かあるのですが、まず 20 年度は建物のほうのハードな関係では、給食調理場と鎌形小の改修ということがあります。今ちょっと給食調理場のほうのご答弁を聞いていて、ちょっとあれと思ったことがあったのですが、まず鎌形小のほうなのですが、私が読んだ本では、まず電磁波の関係はやっぱりある程度建物の使用によっては工夫ができるということがありました。それと、化学物質過敏症の子供と電磁波過敏症の子供がやがて出てくるということも考えると、そこら辺についての対応、それから改修にかかわっても自然のエネルギーというのですか、自然エネルギー、風の向きとか、それからもうちょっと緑を植栽していくことでのいろいろな対応というものがあると思うのですが、それは壁面緑化であったり、屋上緑化であったりするわけですが、その部分を考えて対応というのは、私は住宅供給公社であったらある程度できると思うのですが、そこら辺はどのようにお考えになっていくのか伺いたいと思います。

それと、学校給食調理場の問題なのですが、昨日意見書を町長と教育長にも出したわけなのですが、今伺っていてちょっと気がついたのですが、プロポーザルで提案するとき、どのような状況でお願いしたのかということを知りたいと思うのです。まず、炊飯器自体はもうこの給食調理場ではつからないということが前提でお願いしているわけですね。私は、給食調理場で御飯をつくらないで、各学校で御飯を炊くという自校方式にしていくというふうな考え方であるのならば、それはそれとして理解できるということもあるのですが、そうではなくて、ここは災害の拠点にもするという形でありました。そうすると、ここで御飯を炊かないというのはやっぱりちょっと、人件費のことだけを考え過ぎて、いろいろなことが行われているのではないか。特に嵐山町の場合は経費削減というのがすごく大きくメインに出てきていますから、その部分があり過ぎるのではないかなというふうに考えております。その部分を伺いたいと思います。

それと、オール電化にした理由なのですが、プロポーザルの各社がオール電化で持ってきたというのには理由があるということに気がつきましたけれども、それも意見書の中に入れておきましたが、オール電化にすると電力会社が施工者や設計者に報償金を出すというシステムが今できています。それを踏まえてこういった形ができてきているわけなのですが、私も一般質問の中でやらなくて悪かったなと思っているのですが、例えば太陽光の温水を利用する、それから壁面緑化をする、そして屋上緑化をする、それからエネルギーを地面に通すところで全体の冷房作用ができる、そういったものが今少しずつですが、できているわけですね。そういった

ものもあわせてプロポーザルでやっていったときには、光熱費というのは全然違ってきます。そのプロポーザルのやり方なのですけれども、単純に経費削減するような形でプロポーザルを行ったのかということをもっと伺いたいと思うのです。

そして、化石燃料の最低限の利用というのはこれから必要だと思うのです。化石燃料には電力も入ってきます。そういったことをプロポーザルの中で行わなかったのかどうかということです。

それと、意見書の中にも書いておきましたけれども、配線の仕方によっては電磁波の影響というのは少なくなるということがわかってきています。そういった形にこれから対応していかないといけないと思っているのですが、私自身がこの学校給食の調理場というのを、問題を考えたときに、嵐山町では余りに環境に対しての姿勢がなさ過ぎるのではないかなと思うのです。その点について町長の施政方針ではよくわからないのです。私は、これは問題がある。それ自体がこれからの嵐山町を考えると、環境の問題を考えない施工をしていくということ自体に問題があると考えていますので、その点をどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

電磁波の問題等はこれから調査して研究して、若干でも変わってくると思うのですけれども、何しろ経費削減だけを目的とした学校給食の共同調理場であるならば、私は問題があり過ぎて、災害にも対応できないし、というふうに考えるのですが、その点いかがでしょうか。

次に、職員の構成なのですけれども、定員適正化計画というのがあって、それに合わせていろいろなことが行われているということなのですが、私は長期的な展望に立ったときに、この定員適正化計画とそれから臨時職員のあり方というのはマイナスの部分も結構あるなと思っているのです。例えば、確かに公債費の借りかえに関しては、定員適正化計画をちゃんとやっていたからある程度プラスになったという部分もあったかもしれない。ですけれども、今後の将来的な構想を考えたときには難しいかなというふうに思っています。特に20代の人員の不足です。これは出していただいたのですけれども、20代が余りに人員が不足していて、そして年代的に難しい部分があって、これでは嵐山町の行政自体がうまくローテーションとして回っていかない。若い人を育てていくということが非常に難しいような構成になっているというふうに考えています。それがまた定員適正化計画は国からいただいたもので、それをせざるを得なかったわけなのですけれども、今の国の政策というのは、逆に地方自治体によっても世代間格差を生んでいると思うのですけれども、その点についてどのようにお考えになるのか。

ただの部分へのしわ寄せというのはとても大きくなっていると思うのです。

政策経営にかかわる部分でのしわ寄せがとても大きくなっていると思うのです。特に、先ほどもお話を聞いていますと、学校用務員の臨時職員化です。それによってやっぱり教員の事務量というのは若干でもふえてきたのではないかなというふうに思うのです。あと図書館職員もそうですけれども、臨時職員で回していますけれども、本当は正規の職員でもう少し回していったほうがいいのではないかなというふうに考える部分もあります。また、臨時職員の賃金なのですが、臨時職員の賃金は地方公務員の賃金に合わせて上げるという形でしたけれども、一体幾らぐらい時間給として上げていく予定なのか伺いたいと思います。

その次に、まちづくり交付金事業の関係なのですが、これは道路特定財源で行われている部分もあります。まず、道路特定財源の町長の考え方を伺いたいと思います。私は、施政方針なども読んでみますと、国道254号バイパスが4車線化になって、経済効率もよくなって、利便性があるというふうに書かれています。ですけれども、負荷の部分というのは非常に多いと思っています。国道254号バイパスのところを歩いてみたり、その近辺のおうちの方に聞いてみると、まず騒音がすごくなってきている。NO2の量も大きくなっている。むしろ自動車を減らす方向を国全体で考えていくべきであると思うのです。町長としては、多分道路特定財源を維持するようというふうな形に署名なされたのだらうなと思っているのですけれども、道路特定財源のガソリン暫定率の話なのですが、一般の方にとっては自動車は、私は余り今使わないようにしているのですけれども、普通に使うという方に関しては、それほどの影響はないと思うのです。ですけれども、自動車を使って事業を行っている業者、業務の方は、これは非常に負担が大きくなっています。ですから、今のやり方ですと、聞いているとやっぱり高速道路を使わない、高速道路を使わないから市街地の中に車が入ってきます。大きな車も入ってきます。大きな車を使わないから、逆に今度は歩行者に関しても非常に苦しい状況になってきて、安全性が確保できない。安全性が確保できないから歩道をつくっていく、そしてまた道路特定財源を維持しなくてはいけないという、非常に首を絞めるような厳しい状況があると思うのですけれども、長に関しては、道路特定財源のこの考え方、岩手県知事が、私はコメントみたいなを見ていますと、首長は道路特定財源の維持というふうなことを言っているけれども、本当はそうではなくて、一般財源化を求めるのが本来なのだが、そうではなくて、国からのいろいろな条件の中で道路特定財源の維持というのを主張せざるを得ないような状況になっているというふうに書いていたと思うのです。ですから、本音の部分で町長はどのように思われているのか、考え方を伺いたいと思います。

その次に、歩道の考え方です。今回も歩道整備という形でまちづくり交付金事業の中で出てきます。歩道の整備の考え方なのですけれども、歩道のつくり方というのはいろいろあると思うのです。私自身は市街地の中の道路幅の拡幅というのはいまういたし方ないのだろうなというふうに思うのですけれども、でも縁石で歩道をつくっていくやり方、それから5センチくらい上げて歩道をつくっていく、ガードレールによる歩道、それからラインを引いてつくっていく歩道、いろいろあります。その歩道のつくり方をこれからどのように考えていくのかわからないのですけれども、道路交通法の改正によって歩道に自転車は乗り入れることは原則禁止になってきます。そうすると、市街地の中で菅谷中学に関しても、玉ノ岡中学に関しても自転車で子供たちが通学します。歩道をどのように位置づけるかによってはかなり問題が出てくると思うのですが、その歩道のつくり方に関してはどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

私は、まちづくりの事業なのですけれども、今のやり方ですと自動車が町の中に、中心市街地の中に入っていきことが前提になったまちづくりを進めていくこととなります。そうではなくて、中心市街地に車を規制していく、入っていくことを規制していくやり方というほうがよいと思うのです。特に子供の交通時間帯、遊ぶ時間帯には中心市街地には自動車を規制していくという方向をとっていくべきだと考えるのですが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

次に、予算書のつくり方なのですけれども、実施計画と予算書とがうまく合っていないというのはどこの自治体でも言われています。実施計画で出されているものに関しては、私は職員が行うものであっても科目設定すべきであると考えますが、どのようにお考えになるのか伺いたいと思います。今回はいろいろ科目設定されていたのか、されていないのかというのはよくわからないような状況の中で進んでいると思います。

それから、予算の関係ではわかりやすいものをホームページに載せるということでした。わかりやすい予算書を、予算のあり方を皆さんに提示するということですが、ホームページのアクセス量は確かにふえていると思うのです。でも、町内の方がアクセスされてきているのか、町外の方がアクセスされてきているのか、それはわかりません、アクセスは。多分観光部門に関してのアクセスが多いということですから、それは町の方がアクセスするというよりは、町外の方のほうが多いと思うのです。紙でないとはやはりわかりやすい町の状況というのは町内の方にわかりにくいのではないかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

それともう一つなのですけれども、施政方針の中で長は、公債費比率の

ことを書いておりました。一般会計においては、全体枠の公債費は、一般会計の予算額よりもやっと少なくなったというふうな状況になっておりますと書かれています。ですけれども、今公会計で求められているのは連結会計です。私も子供議会での答弁を聞いていて、随分おかしな答弁をするというふうに聞いていたのです。全体の会計にかかわる公債費の問題とか、それから全体会計にかかわる人件費、物件費という形で、扶助費という形で出していないと、これ皆さんにわからないです。これはまやかしの部分が非常に大きいなというふうに考えて見ていたのですけれども、これを町民への考え方、今の公債費比率の考え方は町村だから許される考え方です。市レベルではこの考え方は許されていないのに、あえてこういう形で施政方針に出してくることの問題点を指摘したいと思いますが、その点を伺いたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

教育委員会、小林学務課長。

○小林一好教育委員会学務課長 それでは、何点かにわたりましてお答えをさせていただきます。

まず、幼稚園化に向けての鎌形小学校の改修の件について、電磁波、化学物質の対応はということでした。改修の内容につきましては幼稚園のほうと何回か詰めてきて、项目的にはある程度把握をしているわけでした。そういった中で今後対応を図っていくことになるというふうに考えております。そういったものをやる前提として、まず3点ほど基本的な考え方として、教育活動がまずスムーズにできること、それから園生活がスムーズにできること、そして安心安全が確保できること。こういった基本姿勢に基づいて改修を進めていきたいというふうに考えております。化学物質の件につきましては、学校あるいは幼稚園等々では保健調査票あるいは家庭調査票、こういったものいわゆるアレルギー体質のある方については書いていただくようなことも載っております。そういったことも参考にしながら取り組みたい。それからもう一つは、具体的な取り組みの中で、例えばですけれども、ペンキ等が書いてあるとすれば、中にホルマリンというのでしょうか、ホルムアルデヒド、こういったものを入れないでできることはあるのかどうか、そういったことも考えながらちょっと対応できればいいかなというふうに思っております。そういった意味ではかなり多くのことを改修していかなければなりませんので、ご提言のありましたいわゆる壁面緑化だとか、屋上緑化だとかというのも1つのことだというふうには理解はするのですけれども、先ほど申し上げましたような3点の基本姿勢、これをまず確保することがまず最初

のやることかなというふうに理解しておりますので、壁面緑化等についてもご提言として承っておきたいというふうに思っております。

続いて、調理場の関係について何点かお答えさせていただきたいと思えます。米飯、つぐらないのを前提かということでございますけれども、これについては先ほど川口委員さんの中でもお答えさせていただいたのですけれども、限られた予算、そして最低限のものという中での考え方ということで、一応つぐらないということで、前提でプロポーザルをお願いしたところでございます。

それから、続いて2点目が報償金の関係については、私どもとしては承知いたしております。

それから、続いて光熱水費の関係で、化石燃料とかいろいろあったのですけれども、これについては全く白紙というのでしょうか、自由に提言をしていただいたものでございまして、これを規定するとか、そういうものは一切してございません。

以上です。

○清水正之委員長 次に、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは、私のほうからは最初に定員適正化計画と人事管理の問題につきましてお答えをさせていただきます。

現在の町の職員数は156人であります。これが20代、30代、40代、50代、各年代ごとに40人ずつ、四四、十六ですから、40人ずつということであれば非常にバランスがいいわけでございますけれども、実態は30代が57人、その一方で20代が8人、こういう状況でございまして、大変ゆがんだ状況にあるわけでございます。これは過去の職員採用に計画的な取り組みがある面ではなかったのかなというふうに思うわけですが、特に平成14年からは4年間ゼロ採用というふうな時期もございました。それから、渋谷議員さんご質問の中にもございましたように国の集中改革プラン、これによりまして現在の定員適正化計画が定められておるわけでございますけれども、職員採用を抑制せざるを得ない状況が平成18年から続いている。これらが原因なわけでございます。これの是正、改善をする今後の考え方でございますけれども、今後の対応については、新卒者にこだわらずに経験者を採用していくこと。それから、平成20年から5年間で23人退職をしております。定員適正化計画は退職者の3分の1を採用するというふうなことが基本でできておりますけれども、これを単年度の数値にとらわれなくて、長期的なスパンで職員採用を考えていくと、こういったことが今後必要になってくるというふうに考えております。

それから、2点目は臨時職員の賃金をどの程度新年度上げるのかという

お尋ねでございます。正規の職員と臨時職員の賃金の格差につきましては、昨年も渋谷議員さんからご指摘をいただきました。一般職、正規の職員については平成19年、昨年4月に給与構造改革に取り組みまして、平均して職員が5%賃金が引き下げをされました。臨時職員につきましては新年度の4月からになりますけれども、時給にいたしまして50円から150円の範囲で改定をすることになっております。この金額は新年度予算にも反映をされておりまして、臨時職員全体ですと7人ふえまして、実質49人になります。予算額にいたしまして1,480万円ふえまして、合計で5,560万円になると、こういうことでございます。

以上です。

○清水正之委員長 次に、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 答えをいたします。

まず、予算書と実施計画の関係で科目設定をということでございますが、これにつきましては、まず本年度実施計画をつくらせていただきまして、その中で各課からの上ってきた額につきましては、各課の要望額ということで計上させていただいてございます。歳入歳出に不足を生じた場合にはこれを検討するということで、今回の実施計画については事業の選択を中心として作り直してございます。それで、渋谷議員さんがおっしゃるとおりゼロベースのものでも科目設定をということでございますけれども、今の考え方としますと、大きな事業についてはやはり科目設定をしていく必要があるかなど。内容によっては科目設定しなくてもいいのかなというのがあると思いますので、今後十分中身を精査しながら科目設定等については検討していきたいと考えております。

次に、わかりやすい予算書を町民にということでございますけれども、これについて紙ベースでということでございます。現段階では、まずホームページでわかりやすくしたものを掲載をさせていただくと。そして、紙ベースでやった場合には120万ぐらい費用がかかるかと思えます。各世帯に配付した場合に。ですから、ホームページでまずわかりやすいものを掲載し、その後、財政が許せば紙ベースのものも検討をしていきたいと考えております。

次に、連結の関係でございまして、今財政制度につきましては3つございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律、また新地方公会計制度、バランスシート、それと決算統計、これについてはわかりやすい指標化をしておるところでございまして、実質公債比率、特別会計を含めたものについては、既に平成17年度についてはホームページで公開をしております。18年度につきましても4月ぐらいには公開できるかと思えます。あと、20年の9月決算議会には健全化の指標となります実質赤字比

率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、このものにつきましては監査委員さんの審査を受けた後、議会に報告をするということで、全会計のものを含めたものを9月決算には報告できるかと思えます。

以上でございます。

○清水正之委員長 次に、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 歩道の関係については私のほうからお答え申し上げたいと思えます。

基本的には市街地の中を拡幅しながら整備をしていくということでございますので、限られた幅の中で考えていかざるを得ないというのが基本的だと思います。そういう中でいかに歩道を優先的な考え方を取り入れていくかというふうなことに尽きるのかなというふうには思っています。今回女子高通り、来年度整備行われるようになっておりますけれども、現在広いところで7メートルぐらいの車道になっている。これは基本的に2メートル75の片側、いわゆる5.5を基本に、それ以外のところは歩道にしていくのだというふうな形で具体的には考えています。そのほかの道路も、先ほどちょっと自転車のお話がありましたけれども、道交法もかなりこのところ変わってくるのかなというふうに思っております。自転車が通れない歩道だとかいうものも、もうちょっと今改正がされるのかなというふうに考えております。

したがって、先ほど歩道のつくり方はいろいろその場所、場所に応じたつくり方がございますけれども、基本的には一定の、5メートル50の車道幅員を基本に、そのほかのところはできるだけ歩道的なものにしていったらいいのかなと思っております。

通学帯においての車の規制の関係ですけれども、現在もそれについてはスクールゾーン制度がございまして、ただなかなか現実に守られていないということで、今回PTA等の要望もございまして、はっきりと路面標示をもう一回し直そうというようなことも考えております。したがって、実際に規制をするというのは、そこにお住まいの方たちのいわゆる協力がないとできません。スクールゾーンについてはいわゆる法的にその中にお住まいの方は許可証をもらって、毎年更新をするというようなこともございます。したがって、現在はその辺が全くなおざりになっておりまして、そういう意味からいって大変生活する中では一面でまた厳しい面があるのかなというふうに思っておりますけれども、今決められておりますスクールゾーンの標示をもう一度改めて行っていこうというふうに考えています。

それと、全体的には一方通行的な考え方も、場合の道路によっては考えられることもあるのかなというふうに思っております。ちょっと町全体の中でその辺については今視野に置いて、どうしていったらいいのかというものも

あわせて考えていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても現段階においては車、そしてまた歩行者、自転車いうものをあわせて考えていかざるを得ないというのが現実かなというふうに思っています。

以上です。

○清水正之委員長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 道路の特定財源の点についてご意見をいただきました。今大変道路特定財源ということで国の中心でも政争になっているわけですが、ちょっと整理をさせていただきます。政府は暫定税率の維持を含む租税特別法案改正案と、揮発油税などを道路整備に充てるとともに、道路整備を上回る税収は一般財源化することを求めた道路整備費財源特例法改正案などを本国会に提出、暫定税率は3月末以降に期限が切れるため年度内成立を目指している。一方、民主党が提出した対案は、道路特定財源制度改革法案など3法案であって、特定財源の一般財源化と暫定税率廃止のほか、現在揮発油税の4分の1である地方道路整備交付金の一部を2分の1に引き上げることなどが柱だという、こういうことになっています。これが大きな道路特定財源の意見が合わないで政争化しているような状況になっている。

それで、それについてどう考えるかということですが、こういうことというのは全く関係ないというところとちょっとあれですが、一番の問題というのは嵐山町で行う事業について必要な財源がどう来るかということが一番の基本であります。そのためには来た財源が自由に使えて、また使うべき事業に対して財源が充てられて地元に来れば、これが一番いいわけですし、こういう形にやってもらいたいというのが基本的な考え方でお答えします。

それで、今一番困っているというのは、日本中この予算の最中のときに、この財源がとまるのか、流れるのかわからないようなことをやられるということが一番困るのであって、財源についてどうする、こうするという以前の問題だと思うのです。それで、道路特定財源ということですから、これを一般財源化するといっても国民には道路税として認められているわけですので、これを道路に使うのでなくて、一般財源に使うのですよというのは、また違う考え方だと思うのです。ですので、今の問題はやはりしっかりこの時期で何か話し合いをしていただいて、それでどういう形でどうやるのかという、しかも内容がはっきりわからないような感じの、今言った道路財源を超える部分については一般財源化で使っていますとか、こういうような内容がはっきりするような形に、今でない時期にやってもらいたいと、そんな考え方を特定財源については思っています。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 すみません。私、長に対しては、施政方針の中で環境問題に対しての考え方というのはしっかり出ていないために、学校給食共同調理場などもこのような形になってしまったのではないかなというふうに考えているのですが、それについては再質問という形でやっていきますからいいのですが、まず学校給食共同調理場の中の米飯については、災害対応にするのであれば、米飯ができるということも前提になると思うのですが、その点についての考え方を伺いたと思います。

私は、学校給食共同調理場で御飯を炊かないで、自校で炊くというのだったらまた考え方は違ってくると思うのです。ですけれども、毛呂山のほうに委託するというのであれば、災害対応にはならないです。そうすると、学校給食共同調理場をこの横に持ってきて、そして防災対応にもするという形にはつながらないので、その点について伺いたと思います。

プロポーザルの会社の中で、楠山建設といいましたか。それが認められた会社になったと思うのですけれども、これはどういう基準でこの会社になったのか。経費の側面だけだったのか、伺いたと思います。

建設費はそこに出てきているわけなので、当然そうやってきますよね。これだけいろいろなことが言われながら、私は学校給食共同調理場であるのならば、屋上緑化にしたら随分職員の人には楽になるだろうなというふうに思うのです。壁面緑化にしたりとか。そういったものが入っていない設計図です。それでもって特に緑を植栽することでもある程度熱を逃がすという方法もあったわけなのですけれども、そういったこともないような設計なので、その点はやはり町の基本的な姿勢としてエネルギーに対してとか、地球温暖化問題、ヒートアイランドに対しての姿勢ができていないように考えるのですが、その点についての長の考え方を伺いたと思います。

太陽光発電ではなくて、太陽光の温水ですか、それでもかなりできるはずです。そういった部分も全然これには入っていないのです。その部分というのはすごく欠落した給食共同調理場になっていると思うのですが、いかがなのでしょう。

次に、職員構成の問題なのですが、幼稚園の職員のことでお伺いしましたら、やっぱり職員適正化計画の問題があるので、来年度雇用するという形だったと思うのです、4人目というのを。ですけれども、これからどのような幼稚園をつくるかに当たって考えていきますと、1人臨時職員ではなくて、正規の職員がいて、それが遊軍のような形で一緒にどういうふうにしていこうかというのを考えてきたら、また違った新しい鎌形幼稚園の改修での他の職員の軽減、教員の軽減というのは考えられると思うのです。臨時職員は、こ

の場合、私は昨年質問したとき、幼稚園の教員に関しては、臨時職員は新採用の職員と時間給が同じような金額になるようにしなくては難しいのではないかというふうにお話をしていたのですけれども、50円から150円の値上げの範囲で改定ということになりますと、それはまだ幼稚園の臨時職員に対しても、正規の職員と同じだけの時間給にはなっていないというふうに考えられるのですが、その点はいかがでしょうか。

そして、臨時職員の金額が総体的に5,460万円ということでした。それを若干でも正規の職員にかえていくということで、具体的に職員の事務分量というのはどういうふうな形になっていくのか。私、これ難しいなと思うのです。臨時職員で抑えていくのか、正規の職員でやっていくのかという形の中で、そうするとアウトソーシングもあります。アウトソーシングの部分というのは、人件費という形では出てこなくて、物件費ですか、委託費の形で出てきます。そのところでの考え方というのはすごく難しいなと思うのですけれども、政策的な部分で必要な人件費というものもあると思うのです。その部分が、アウトソーシングすることによって人が育てられなくて、マイナスの部分があると考えられるのですが、長はその点についてどのようなお考えがあるのでしょうか。

特に管理職に関して言えば、かなり課も少なくなってきたいて、課長の範囲も多くなってきました。ですから、逆に言えば政策的な部分での負担が大きくなっていると考えられるのですが、そういった点についての考え方はいかがなものか伺いたいと思います。

世代間格差は、中途採用の方も入れていくことで世代間格差を埋めていくって、そしてローテーションがある程度伝えられるような形になっていくということですが、そうすると20代の方も同時に入れていかないと難しいです。20代の後半の方を入れていくというか、30代前半の方を入れていくという形になっているのかわからないのですが、ある程度若い方というのはコミュニケーション手段が違ってきます、普通の方と。それは私たちの世代ではわからない感覚なので、そういったものも入れていかないと政策経営には難しいかなと思うのですが、それをどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

予算書のつくり方なのではございますけれども、決算で出てくるのはわかっているのです。ですけれども、施政方針の中でこのような形で出てくると、私としては、これは何なんだ、この考え方は、住民に対してまやかしかではないかというふうに考えられるのです。一般的に公会計を研究していらっしゃる方は、標準財政額ですか、自治体の、その2倍まで、100%から200%ぐらいまでが大体公債費として認められるだろうというふうに言われていて、嵐山町はそ

の範囲内に入っているのですけれども、そういった部分が住民の方に伝わってなくて、実際には下水道会計の中で非常に大きな公債費があります。その部分はまるで抜きにして、町民の方に嵐山町の借金はありませんよというふうに皆さんに公表しているわけです。今の形ですと。子供議会でもそういう形でした。その部分が、施政方針の中で特にそうですから、私はまやかしの部分があるなというふうに考えているのですが、その点についてどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

それと、予算書の科目設定の考え方なのですけれども、これは私しつこく言うようなのですけれども、合併のときには科目設定されていなかったのです。そこで私が争ったわけですから。比企地域任意合併協議会に関しては非常に重要な部分であったにもかかわらず科目設定されていないから、嵐山町の予算書の中では比企地域任意合併協議会は予算書、決算書の中にあらわれていなかったのです。そういう状態です。そういった部分がないように科目設定するというのは基本だと思うのです。その部分はどのようにして、どこが判断していくのか伺いたいと思います。

道路特定財源に関しての考え方なのですけれども、今現在でこのことで道路特定財源のことを判断してほしくないということです。私は、まちづくり交付金事業にかかわって言えば、この問題があるので、今ここでやっていくのは難しいなというふうに考えているのですけれども、その点はどのようにお考えなるのでしょうか。まちづくり交付金事業が特にあるために道路特定財源、私は一般財源化というのは、まちづくり交付金事業の中で例えば給食調理場をつくってみたり、公民館をつくってみたりするわけです。その問題が大きいと思っているわけです。ここを外した部分でやっていくというか、この部分というのはいかにどのようにお考えになってまちづくり交付金事業に当たっていくのか。そして、それは有利な財源であるので、まちづくり交付金事業を使ってやっていくというのが今のやり方です。どういうふうに考えてみても、まちづくり交付金事業を行っていくのは、中央区まちづくり交付金事業は平沢土地区画整理組合のためにやっている。私は考えるのです。そして、北部地区まちづくり交付金事業は給食共同調理場のために行っている。そのために付随している部分であわせていくというやり方を進めているというふうにしか考えざるを得ないのですけれども、そうではないというふうにももちろん反論なさると思います。ですけれども、実際の考え方を伺いたいと思います。

○清水正之委員長 この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時09分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの渋谷委員の質疑に対して答弁を求めます。

まず、金井政策経営課長。

○金井三雄政策経営課長 お答えをいたします。2点ほどお答えをさせていただきます。

まず、科目設定の件でございますが、どこで判断するかということでございますが、これにつきましては政策会議で決定をさせていただきます。

次に、当初予算ベースでの実質公債比率、特別会計を含めたものの実質公債比率につきましては、現段階では推計を出すのは無理かなと考えております。ぜひ、先ほど申し上げましたとおり本年から決算ベースで実質公債比率等、特別会計を含めたものを公表させていただきますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○清水正之委員長 次に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 環境問題と職員採用、特別財源、道路特定財源の3点についてお答えさせていただきます。

町で行う事業について、特に施政方針の中で環境問題に配慮がないのではないかというお話でございました。先ほども言ったのですけれども、そんなふうに言われるとは思ってなくて、大変残念なのですけれども、嵐山町で環境問題について考えない事業というのはないわけですし、どの事業も環境を切り口にしたときに出てくる、そういう事業展開をしてください、していきましょうというのが嵐山町の基本的な姿勢でありまして、そういうことで取り組んでおりますので、ぜひ個々の事業の、どういう道路をつくるにしても、何を動かすにしてもそういう配慮をしながらやっているというところでご理解をいただきたいと思っておりますけれども。

それで、今お話のヒートアイランド対策ということ、いろいろお話がございました。いかに地球に負荷を少なくすることが課題のわけでありまして、化石燃料を少なくして、そして地球に優しい自然エネルギーを取り入れていくのですよと。それには風力でございますとか、太陽光だとか、海水の地熱だとか、いろいろ言われているわけですが、実際問題として今経済ベースというか、採算ベースばかり強調するわけではないのですけれども、その利用するに当たってもある程度そういうものを考慮しないわけにはいかないわけでありまして、そういうものも含めた中で今度のプロポーザルをお願いをしたという部分ございまして、何がどう、かがどうという制約をぶつけてやったわけではありませんけれども、そういうことで設計が向こうから出て

きたということでございます。そしてそれを参考にしながらどう対応を進めていったらいいのか今やっている最中と、こうということございまして、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから、職員の採用の問題ですけれども、一番のベースというのは職員の適正化計画、さっきも言いましたけれども、この大枠が町では決めております。そしてこれは町が勝手に決めるだけではなくて、国の指導もあり、いろんな形でそういう方向を町ではとってきた。そしてその中で、ご承知のように町民の皆様からの行政要望、いろんな要望というのは複雑多岐にわたります、いろいろ難しい問題等がどんどんふえてきている。そういう中で職員がふえるのではなくて、減らせということですから無理な話なのですけれども、そういう中で限られた人員でやりますよ。しかも、その中で仕事量がふえていきますよ。そういう中でどう対応していくのかというのが、知恵を出してやっていかなければいけないということで、採用に当たっても、今話したように20代の人員が少ないというのはもう現実のわけであります。ですから、そういう中であっても20代の人たちをいかに人材を育成をしていくか。そして、これからも限られた中ではありますけれども、世代間のバランスを配慮しながら職員採用をしていく。そういう中で不足をしてくる労力についてはどう対応していったらいいのか。そのとき、そのときベストな状態を考えながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、道路の特定財源ですけれども、先ほど申しましたけれども、まち交にどう、何がどうというようなことで、道路の特定財源というものの自体がはっきりわかっていないようなところがあるわけです。ですから、そのところをはっきりしてもらいたいというのはだれもが思うことだと思うのです。そういうことを理由にというか、今それを政争の具に使われたのでは全く迷惑な限りであるわけです。私どもでは、町に必要な事業を行うための予算をどう確保するかというのは大前提であるわけですから、それが特定財源であろうと、何の財源であろうと関係ないわけでありまして、それがとれるような、とりやすいような、そしてそれが使いやすいような形の財源であれば一番嵐山町にとって、また地域のほかの市町村にとってもいいあれになると思いますので、ぜひこの道路特定財源というのがこれだけ議論をされているわけですから、よりよい使い方ができるように、地域のことを考えた財源になるように期待をしております。現状では何とも対応ができないわけですが、重ねて言いますけれども、嵐山町に必要な事業を行うために予算が確保しやすいような財源になる、これが願っているところであります。特定財源についてはそういう考え方でございます。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 学校給食の共同調理場の問題なのですが、防災との関係で米飯ができないというのはどのように対応していくのかと伺ったのですが、それは再々質問の中でもう一回伺いますけれども、学校給食共同調理場での米飯を炊かないということであるならば、防災での、今度から毎回やります訓練の、火災訓練ですか、防災訓練での御飯というのは、おにぎりは炊かないという形になってきて、いわゆる非常食のみで対応するという事になっていくのか。防災では御飯は必要ないという感じで嵐山町はとらえているのだとすると、今後も米飯というのか、これはちょっと話が飛びますけれども、農業関係でもそういったものは要らない形になっていきますよね。やっぱり嵐山町でお米を炊くというのは経済効率だけではなくて、ある程度のものを見ていかななくてはいけないと思うのですが、経済効率だけでやってよい部分と、そうではない部分とあると思うのですが、その点についての考え方。そして防災訓練ではおにぎりはつくらないということで、前提にした防災訓練が始まると考えてよいのかどうか、伺いたいと思います。まずその点です。

それと、学校給食共同調理場なのですが、プロポーザルで行って、楠山建設ですか、それは経済、費用だけではなく、いろいろなものを勘案してそれにしたということなのですが、私もはいただいたもので、何がどういうふうな、各社どう違っているのかというのは全くわからないのですが、経済的な側面ではなかったということですよ。だけではなかったというふうに判断していいのかどうか1つです。

それと、スケジュール的に、いただいたのですが、私はやっぱり屋上緑化は今からだとできるなと思うのです。屋上緑化、それから太陽熱の温水を利用したもので洗浄機ですか、食器洗浄は使えるなというふうな感じで考えているのですが、あと機械の水を循環させて冷房にするという形などは考えられると思うのですが、そういったものをあわせてオール電化ではない形でもう一回設計委託をすることができるのかどうか。そしてそれは、その部分では多分間に合うと思うのですが、設計に関して、そういった部分を伺いたいと思います。

すみません。臨時職員の対応なのですが、幼稚園の教員に関しては、これはしつこく聞くのですが、初年度の職員と臨時職員との時間給との差はあるのかないのか。これによって臨時職員にどの程度まで幼稚園の仕事を任すことができるかということは考えられますよね。それによる給与の判断なのかどうか伺いたいと思います。

図書館にしてもそうです。それから、学校給食にしてもそうなのですが、同じ労働の対応の中で、時間数だけであるのならば、その時間数でや

っていただけの他の職員との差、賃金差がその 50 円から 150 円の賃金の値上げで確保できるのかどうかというところまで計算された形なのか伺いたいと思います。

もしこの形でいくのならば、時間給だけでやるのならば、短時間雇用の正規職員という形もこれからは考えることはできるわけです。その点についてはいかがなものか伺いたいと思います。

道路特定財源についての考え方なのですけれども、町長は、道路特定財源は何があっても町の必要な事業が行えるのであればどんな形でもよくて、それは今の時期の問題としてほしくないという形だけの道路特定財源の考え方だと思うのですけれども、私は今の町の予算を見ていますと、全体的な予算から考えると、全体的です、国民健康保険からすべての予算を考えて、町民の負担ということを考えますと、今北部地区の歩道とか、そういった部分というのは持ってこなくてもよい事業なのではないかなというふうに考えられるのです。必要だと言われて、必要なことはわかるけれども、全体的な長い流れで考えたときに、それは本当に必要な事業なのか、団塊の世代や高齢化社会になったときに、その部分も将来の世代が負担していくことを、今私たちが決定していくことに問題はないのですかというふうなところからの道路特定財源や、まちづくり交付金事業のあり方を考えているのですけれども、将来世代の負担という形で道路特定財源のあり方については、町長はどのようにお考えになるのか伺いたいと思います。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 プロポーザルの関係につきまして、私も委員長として携わりましたので、その点についてまずお答え申し上げたいと思います。

経済的のみの判断かということをございますけれども、そういうことはございませぬ。4社の会社の中で工事費についても、今回楠山設計さんですけれども、一番安くはございませぬでした。設計についてもそうです。ただ、この間申し上げましたようにやはり実際にそこで働く人たちがどう、機能性を考えたときにここが一番いいだろうということと、それと私どもがもともと 650 平米程度で考えておりましたので、それに限りなく近いというようなことをございまして、決して経済的判断のみで今回の楠山設計を採用したのではないということはお知らせしたいと思います。

それと今、電磁波の問題含めたり、いろいろ環境等のご提案もいただいておりますので、それらについては嵐山の給食センターにとって何が一番いいのか、当然費用対効果の面もございますし、環境の面もございますので、それらについてはこれからのコンサルとのいわゆる進めていく中で、嵐山に

とって何が一番いいのかというのは十二分に研究をさせていただいて、それなりの結果を出していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○清水正之委員長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 新年度に予定されています防災訓練につきましてお答えをさせていただきます。

防災訓練につきましては、総務課の予算のところでも申し上げましたけれども、風水害、震災等を想定した訓練の中で、まだ決定はしておりませんけれども、震災を対象にした訓練を予定をしております。訓練のメニューにつきましては、災害対策本部の設置の訓練をはじめ招集訓練等々、かなりの項目にわたる訓練が計画をされるというふうに考えております。その中で炊き出しの訓練というのも1つ入ってまいります。それは毎回行っておりますけれども、非常食を炊き出し訓練を実施をし、それを皆さんにお昼どきにご賞味いただくと。非常食というのはこんなものなのかというふうなことを含めて考えておまして、特に米飯給食の問題、米を炊くか炊かないかとか、そういうことについて防災訓練上は考えておりません。

以上です。

○清水正之委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 職員の問題ですけれども、いろいろご提案がございました。短期の正規職員を考えたらいいのではないかと、いろいろ話がございました。先ほど来申し上げておりますように町には大きな枠がございます。考え方の基本があります。それは定員の適正化計画というものを大前提に置いて、その中でそのとき、そのときに英知を振るって対応していきたいということでありまして、どういうふうな状況がとれるか、そういうことでございますけれども、現状ではお話のような内容はすぐ取り入れていこうというふうには考えておりませんで、現状では今のまま行きたいというふうに思っております。

それといろんなこれから予想されることがあるわけです。幼稚園もそうですし、福祉関係もそうですし、工事の現場においてもそうですし、いろんなところでいろんな要望が出されているわけでありまして、それらに適切に対応していくのには今の枠の中でどういうことをどこまでできるのかということがございますので、先ほど課長からも話がありましたように採用に当たっては、決まりはありますけれども、長いスパンで、広い感じで考えていきたいなというふうに思っています。

それから、特定財源でこれを使うのは町のほうは平沢の区画整理をやるためだとか、それから給食をつくるので北部の道路をつけているのかという、

そういう考え方は毛頭ありません。必要な事業を必要なために行うわけであり、そして、施政方針でも言わせていただきましたけれども、福祉の核、これは道路だというふうにも考えています。昨年来身障者の皆さん方とも話し合いをする中で、道路についての要望というものは大変強く出ております。そういう中に対応していきたい。そして、近隣を歩くにの歩きやすいような道路づくりをしていただきたい、そういうのがあります。これからは車社会ではなくて、人社会、人が地域のところは歩いていくような、優しいまちづくりには何とでも道路が必要、それには先ほど来話があるように歩道の整備もあるでしょうし、道路の整備があるわけです。そういう中で福祉の核、これを道路もそうなのだと考えて、これからも展開をしていきたいということでございまして、特定財源についてはそういうことで何のために、ついでにやるというような考え方は毛頭ないわけでございます。

○清水正之委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたしました。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○清水正之委員長 討論を終結いたします。

これより第23号議案 平成20年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○清水正之委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時29分

再 開 午前11時34分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○清水正之委員長 第24号議案 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 まず、234、5であります。医療分の所得割が今度7.8から6.5に、資産割は変わりなく、均等割が1万8,600円から9,000円と。後期高齢者の支援分として所得割1.3、均等割が9,600円ということを出しているわけです。ちょっとこれ町長から何の説明もなかったの、これはまずいのではないかなと思うのですけれども、これ条例が通していないわけです。条例通していない段階で所得割、均等割を変更していると。支援分をつけているというのはまずいと思うのですけれども、これ法的には大丈夫なのかどうか伺いたいと思います。

それから、滞納分の見込みとして9%ということで見ているわけです。この9%以外のところは資格証の発行というのが現実に考えているのか。ちょっとこの1年間の中で資格証がどのくらい発行されたのかあわせて伺えればと思います。

それから、236、7の下のほう、全国高齢者交付金、ここに代表で前期高齢者65歳から74歳、加入率が全国平均に比べて上回る場合、補助金として交付されるということで書いてあるのです。3億100万円からの金額がただけということ、これは最高でこれだけいただけるものを載せているのでしょうか。何か率でいただけるのかどうか、ちょっとこの仕組みも伺っておきたいと思います。

それから、241の一般会計繰入金のその他繰入金、これ法定以外の繰り入れというのはこの中に入っているのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

それから、国保の加入世帯の平均所得というのはわかりますか。もしわかれば伺いたいと思います。

それから、246、47で一般被保険者の療養給付費、今度2億5,000万円近くふえるわけです。この理由を聞きたいと思います。

それから、256、57の疾病予防で人間ドックの委託料がありますが、この1人当たりの負担、それと項目の変更というのはあるのか伺わせてください。

それとその下に特定健診の項目がありますが、ちょっと確認なのですが、国保以外の人扱いについてどうするのか伺いたいと思います。

以上です。

〔「特定健診については国保で行うものを話を
してください」と言う人あり〕

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 まず最初に、234ページの税の関係でございますが、

所得割ですか、こちらのほうの税率、あるいは金額の変更ということですが、これにつきまして昨年までの国保保険税の税額の中で、新しく始まります支援分ですか、そういったものを含めて計算をいたしましたところ、率の変更というのですか、配分の変更のみで本年度こういった予算まで集計できました。この率の変更につきまして閣議決定のほうですか、まだこちらのほうが済んでいないということで、決定次第、法的な措置をさせていただくような状況になるかと思えます。

滞納繰り越し分の9%ですか、こちらのほうの資格証の関係につきまして、全体で17件ほどございました。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

前期高齢者の1人当たりというのは、一応嵐山町の65歳以上の方の医療費を算定しております、23万2,467円という数字です。その中に病床転換交付金というのが24.30銭、それで65歳以上の人を見込んでおりますが、実際は41万790円というのが、前期高齢者の1人当たり医療給付見込額というのがあるのですけれども、それはその市町村の医療費の度合いによって来ますので、最高額が41万790円と。本年度は12分の11です、少し、この41万ではなくて37万6,557円となっておりますので、嵐山町の場合は今までの実績の医療費の計算をしてありますし、支払基金のほうのそういうのは市町村の医療費の分というふうになっておりますので、それで算定してあります。

○馬場章夫町民課長 それでは、その他の繰入金でございますが、こちらのほうは法定外という部分はないようでございます。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 答えいたします。

一般の療養給付費がかなり上がっているというのは、65歳以上の方が今度一般の被保険者というふうになります、4月以降。退職者というのは60歳から64歳までの方になりますので、それが移行しているというふうに解釈していただければと思います。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 それでは、人間ドックの関係で申し上げます。

こちらのほうの健診でございますが、国保の対象者につきまして昨年と同じ項目をやっているかということですが、同じ項目でお願いいたしまして、人数的に少々変わっている部分がございます。子宮がん検診につきましては90名、肺がん検診につきまして100名、大腸がん検診190名、それから乳がん、骨密度等を実施する予定になってございます。それから、

こちらの負担の関係でございますが、1万5,000円が人間ドックです。併用が3万円ということで負担を願う計画でございます。

〔「項目の変更」と言う人あり〕

○馬場章夫町民課長 項目変更というのはございません。

〔「1人当たりの負担は多くなっていますか」と言う人あり〕

○馬場章夫町民課長 負担のほうは変更ございません。

〔「特定健診の中身をお話してください。国保でやる特定健診の中身」と言う人あり〕

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 特定健診の中身でございますが、一応今年の、20年度の一応予定ということで実施計画の中で受診率30%、指導率25%という形をしましたので、1,280人の方を、一応30%ということで8,090円の本人に900円ということで、後期高齢者と同じ扱いになっております。そのほかに受診券の送付とか、支援センターとか、一応指導に使う各材料とか、パンフレットの部分が特定健診の部分の消耗品とか、通信運搬費の中に入っております。検査委託料のほうは受診券の発行というのを、連合会にお願いいたしますので、その分が入っております。

○清水正之委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、医療給付費分の保険税の関係で6.5と1.3%ということで、条例が通っていないが大丈夫かということでございますが、これにつきましては川口委員さんご承知のように今国会がああいう状況でございまして、税条例につきましては例年3月末で決定しまして、3月末で専決したものを6月議会で報告させていただいているという状況でございます。これにつきましても、今回も同じような状況で新しい改定案ですか、これの率によって予算を計上させていただいているところでございます。

それから、国保加入者の平均所得は幾らぐらいかということでございますが、18年度決算ベースでいきますと1人当たり162万5,000円余りとなっております。この20年度の予算につきましてもほぼ同額で計上させていただいております。

以上です。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 所得割の変更と国会が通ってなくて、担当課は大変だと思うのです。問題は、専決と同じものなのだという説明なのですか。これはやっぱりちょっと提出者のほうに伺いたいのですけれども、普通は条例を変更して、それで予算の答弁と入っていくわけですか。条例変更しましたので、こういう予算でやりますということで。今回そういうわけではないです。条例が

通っていないで予算を出してしまっているということで、今までの専決と同じ扱いになるのかというのは、ちょっと私にはわからないので、違うのではないかと、むしろ。国で税法を変えてやるのとまた違うのではないかなと思ってはいるのですが。この予算というのは、自治法の218条だったか、それに基づいて出すわけです。その予算は基本的には条例に基づいたものを出していくというふうになるわけであって、その条例が変えていないのに変更していくということですので、それでも大丈夫なのかどうかというのをちょっと伺いたいのです。

それから、資格証の発行の件なのですが、17件ということで、ちょっとどういう状況だったので資格証を発行したかということ伺いたいのと、あと、滞納の人の分、やっぱり同じような考えで、その考えをちょっと聞きたいのですけれども。9%ですから、見ているのが、9割以上が滞納に入らないというふうに見ているわけですから、同じような資格証発行のふうになっていくのか伺いたいと思います。

それから、236、37で、前期高齢者の交付金、そうすると嵐山町の場合、今の状況で最高額はいただけるというふうに見られるのでしょうか。ちょっとその点伺いたいと思います。今回は11カ月で見ているから来ていないということでした。

256、57の人間ドックの関係なのですが、そうですか、項目と負担は変わっていないということでしたので、わかりました。

人数がちょっと変更になっているということなのですが、これふえてくるのか、減っているのか、少し具体的にお聞かせいただけないでしょうか。

それと特定健診なのですが、国保以外の人の方をどうするのかということです。その点を伺いたいと思います。

○清水正之委員長 予算の質問は国民健康保険の審議からは外れますから、国保以外の答弁はできないと。

では、4点について答弁を求めたいと思います。

暫時休憩いたします。午後の再開は午後1時30分とします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時27分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の川口委員の質問に対して答弁を求めます。

馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 お答えさせていただきます。

税率の関係で条例を変更してからするのが、川口委員さんのおっしゃる

流れではないかという件でございますが、こちらにつきまして、国保に関しま
す後期高齢との関係でございますが、新年度からこちらのほうの保険制度
がスタートすることに関しまして、99%ですか、スタートが確定しているとい
うことでございます。その中で本年度この国保の予算をこういう形で組み
させていただいたということでございますが、これにつきましては閣議決定され
た後にしかるべき措置で決定させていただきまして、本来のスタートに、数値
に合わせさせていただいたところでございます。これも一応心配になりまして
県のほうの指導を一応いただいて、こういう形をとらせていただいたところ
でございます。この執行の件に関しまして法的に問題はないという指導をい
ただいたもので、こういう形にさせていただきました。

それから、ドックの関係でございますが、本年度人数の変更がございまし
て、人間ドックに関しまして230人が200人という人数に減らせていただ
いております。3,000円ほど減となっております。また、健診につきまして20
人ほど減とさせていただきます。

それから、資格証の関係でございますが、先ほど世帯数をちょっと誤りま
して17世帯と申し上げてしまったわけですが、19世帯に変更をお願いし
ていただきたいと思っております。こちらのほうの資格証の発行状況でござ
います。徴収担当等の日ごろのコミュニケーションによりまして、その中で不
自然な家庭に対して行って来たわけでございます。年代別にちょっと参考
に申し上げます。年代別にちょっと参考に申し上げます。年代別にちょ
っと参考に申し上げます。年代別にちょっと参考に申し上げます。年代別
にちょっと参考に申し上げます。年代別にちょっと参考に申し上げます。年
代別にちょっと参考に申し上げます。年代別にちょっと参考に申し上げます。
30代につきましては新規で2名、40代につきましては、継続が3名の、
新規が3名、50代につきましては継続が3名の、新規が6名、60代に
つきまして継続が1名の、新規が1名、こういった状況の世帯となつて
ございます。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

先ほどちょっと誤解するようなことを言ってしまったのですが、前期高
齢者の場合は、先ほどの40何万というのは、それ以上医療費がいつて
いる市町村はそこまでの金額ですよということなので、嵐山町の場合は
65歳以上の平均1人当たりが23万2,000円ぐらいですので、その数字
で算定しております。

〔「最高額かどうか。それが最高額かどうかと
いう質問」と言う人あり〕

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 精算は翌年にしますので、と
りあえず国で示されている単価は、先ほど言った41万790円が1年分
の1人当たり医療給付費見込額なのですが。

〔「最高額……」と言う人あり〕

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 だから、嵐山町の場合ではなくて、これは全国のであわせると、41万790円以上の分が最高なのですから、それ以上いっている市町村はそこまでしか出しませんよという。

〔「滞納処分の関係は.....」と言う人あり〕

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 条例前変更の問題なのですが、県の指導があったからいいということだよ。いいのでしょうけれども、要は何か根拠がないと、こういうのが今後も出てくるのではないかなとちょっと心配するのです。やはり条例を通さないで、予算だけ通してしまおうというのは。そういうことでこの予算を通すことが法律的にも大丈夫なのだよというのが、今の説明ですとないわけです。県の指導でいいということであるわけですので。やっぱりその根拠となるところまできちんと探っていくってほしいなと思うのです。この問題だけで終わればいいですけども、今後の問題もあるわけですから。もし調べたならば、自治法の何条で、こういうので出せるのですというのがあるのでしたらちょっと伺いたいと思います。

それから、資格証なのですが、滞納分、金額的に9%を見積もって、このくらいの回収はできるだろうというので見ているわけです。ほかは見えていないわけですから、やっぱり滞納になっていってしまうのかなと。そうすると、資格証の発行になっていくのかなとそう思うのです。そういうふうな考えでいいのですか、これ1つと、資格証の発行の基準なのですけれども、例えば40代の人、どういう所得状況で資格証を発行してしまったのか。払える能力があって払わないのかというのを確認したいので、ちょっとその辺、20代、50代、60代と説明ありましたから、所得の低い人への発行というのはあるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

それと人間ドックが230人から200人に減らしたということです。受ける人はいっぱいいるのではないかなと思うのですけれども、これちょっと。健康云々というのは町長の施政方針だったのではないかと。そういうのとちょっと整合性に欠けるのではないかなと思うのですけれども、その整合性に欠ける視点と、なぜ減らしたのか伺いたいと思います。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 税率の関係でございますが、きちとした根拠ということでございますが、そこまでちょっと調べ上げてございませんので、片やですか、20年度から既に保険制度の変更ですか、そちらのほうも生じてくると、31日と4月1日の境ですか、その期間のない状況を加味していただいて、こういった措置をとらせていただいたというのが現状でございます。

それから、人間ドックの関係でございますが、人数を減らした状況でござ

います。こちらのほうが、今まで年寄りの方もこちらのほうで人間ドック等を受けていただきましたが、特定健診という制度が新年度から始まりますので、今度はそちらとの兼ね合いになりまして、こういった人数を一応予算として組ませていただきました。

それから、滞納状況でございますが、9%をなぜ入れたという状況でございますが、こちらは過去の積み重ね等によりまして9%程度を見込めるのではないかということで、こういったパーセントで積算させていただいたところでございます。

収入額のほうはちょっと今とらえてございませんので、よろしく願いいたします。

〔「あと、資格証の発行の基準と低所得者の発行はあるのかというご質問」と言う人あり〕

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 1年前との比較でございますが、ただそれをすると多くの人数になってしまいますので、悪質滞納者という部分をその後に、一応要綱上はないのですが、そういう人に対して出しているという資格証明書、低所得者というよりは、老人保健の方とか、そういう方がいる家庭については、家族と分けて短期証でしております。国保の状況といましては、会社をやめて入ってきたときは収入がないという方もいらっしゃるわけなのですが、前年の収入を使いますので、そういうのも、滞納になる方もいらっしゃいますが、行くたびに新しい車だとか、そういう方、本当に悪質な部分の方に資格証というのを出すようにさせてもらっておりまして、これはいつも税務課との相談をしております。

○清水正之委員長 中島収税担当副課長。

○中島宏芳税務課収税担当副課長 お答えします。

議員ご指摘の資格証の発行についての対応者の内容につきましてですが、矢嶋副課長の補足をさせていただきます。我々収税サイドといたしましては、その候補の選定に当たりまして、対象者をどのように考えるかということで考えたら大きく2つに分かれると思います。まず1点は、我々のたび重なる折衝にもかかわらず納税意識が薄い。今矢嶋副課長がおっしゃいましたとおり我々の調査、または目撃した案件でいきますと、例えば3カ月に1回納税相談という窓口を日曜日に設けて、呼び出し通知を出してかけているのですが、そういったときの聞き取り調査、その他のいろいろなものから、まず嗜好品です、そういったものにいろいろ費用をかけていて、税金に回すお金はない。要するにどうしても納税の意識が薄い。または目撃した案件としては、子供を預けたりいろいろしている中でお金がないという

話なのですけれども、実際は最新鋭の薄型の大型テレビなどを家の中に搬入していると、具体的な話なのですけれども、現場を目撃しまして、車も新しい車に、また外車に買いかえていると、そういうものを見まして、この人はどうしても納税意欲がないかということで国民健康保険サイドのほうに、この方は該当するのではないかとということでご推薦申し上げたと。

もう一点は、保険証は要らないと考えている。自分は健康で医者にかからないから保険証なんか要らない。だから税金も払わない。そういう国民皆保険制度ということで、こちらも国民は国の社会保障制度として何がしかの保険に入らなければいけないのですよといういろいろお話もするのですが、何、自分は医者にかからないのだから、要するに金なんか払わないと。そのときは実費でかかるからいいのだというような考え方をお持ちの方で、どうしてもそれなりにご理解をいただけないと、こういった人材というか、人物の2点に大きく分けられると考えております。

所得の低い人への発行という考え方につきましては、我々収税サイドにしましては、所得の低い方についてはいろいろ、積極的に質問するつもりもありませんけれども、よくよく大変であれば、例えば福祉サイドへの相談だとか、または我々も少額分納の、2年後ぐらいをめどに、執行の猶予は大体2年という法律で決まっていますので、大体その点をめどにということで折衝をしてやっておりますので、所得の低い、本当に生活の大変な方に対して資格証を発行するというようなことは、候補にも上げておりません。

補足説明は以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

○川口浩史委員 ちょっと待ってください。条例前の問題は流れとしてはわかっているのですけれども、ただ問題は、調べていないというのですけれども、そんなことを出してしまっているのかということがあるので、ちょっときちんとさせられないのでしょうか。

○清水正之委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 2時01分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

どうぞ。

安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 今大変議論になっておりますが、ただ234ページなのですが、収納率を前年は大体国保の関係は98、それが今年は97、介護保険

なんかも93ぐらいですか。今年も92ということで落ちているのですが、結局厳しさの中で収納率をこのくらいにしないと収税が難しいというものの判断の中で落としているのか、お願いいたします。

それから、細かくなりますが、歳出で250ページなんです、葬祭費、これがですね、前年比225万マイナスでございまして、55件だと説明ありましたが、これのとらえ方が前年は100みとるんですが、だいたい、実績からこのようなとらえ方をしたのか伺います。いいかえます。実数、それから保養所の関係で、こちら、後期の失業の関係実数が30とっておりましたが、こちらが今度は60万円カットしているのです。この関係はどういう根拠があって減らしたのか。

この3点お願いします。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 最初に、徴収率の92%の関係でございまして、こちらのほうが昨年とちょっと変わってしまうのですが、この程度の徴収率を見たのが無難ではないかという率に変えさせていただいて、92で算出させていただいております。

それから、葬祭費の関係でございまして、減になった原因ですか。こちらのほうは不幸関係者の分55件ということで、後期の分ですか、これは別の会計分に移りますので、そういった理由の減とご理解いただきたいと思えます。

それから、保養所につきましても、こちらで載せてございましては国保関係者の分の保養所利用券、それとまたこちら町民の理解によりまして、後期のほうは一般会計のほう、そちらのほうに計上させていただいておりますので、利用できるかなと見込んでいただいております。

○清水正之委員長 収納率の関係は税務課。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時08分

再 開 午後 2時09分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 収納率のことで、今回はこういうので組んだということなのだけれども、それは今話し合いというか、そういうことがなくて、ほかの町村というか、厳しくなっているからこういう収納率でしようがないという判断で予算組んでいるということなのですか。前年は98なのです。ただ、後期高齢者の関係が出てきてこうなっているのかどうか、その辺の税務課との話し合

いはしていないということなのだけれども、その辺の、税務課のほうの意見というのは聞かずに決めたということに対して、税務課とすればどうなのですか。

それから、葬祭費の関係は、私の勘違いのようで、失礼をいたしました。わかりました。

それから、保養所の関係なのですが、前年比 60 万減です。一般会計のほうで、今度は後期医療制度の中で見ますというのがたしか 30 万だと思っております。そうするとマイナスしますと 30 万減額になっているというように私は考えるのですが、30 万マイナスになった、この中では 121 万が 61 万円ですから 60 万マイナスですか。片や 30 万そちらでとっているということはわかるのですが、30 万、100 人分がカットになっているのですが、前年の実績からしてこの読みといいましょうか、見込みで問題はないのかどうか。足らなくなったときの対応の仕方はどうするのか、その辺もお伺いします。

○清水正之委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 それでは、収納率、見込み 92%の件について。たしか昨年は 93%ぐらいの予定だったと思います。それで 18 年度決算が 93.6%、それからこの前の 17 年度決算、それが 92.9%、18 年度は一般の税も 1 ポイントアップということで収納率がよかったわけです。しかし、19 年度以降はご承知のように税源移譲がございまして、現在でも前年に比べて 1%以上低い収納率になっております。したがって、町民課のほうでも私どもに相談がありまして、1%ぐらい、国保税というの是一般の税と比べて約 10%低い収納率になっておりますので、92%ぐらいでいいだろうということで設定していただいたわけであります。

以上です。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

実際は 30 万ぐらい減ってしまっていて、100 人分という形になっておりますが、施設が 300 と多いのですが、窓口に来るお客様ですといいところがないという人もいまして、ふえないのです。本当は社会保険なんかの保養所の施設ありましたので、国保もありますよというお話はしますが、それに広報でも載せているのですが、やはり余り自分で行きたいところというのですか、行く人は吉見町のフレンドシップとか、そんなに高くないのです、もとが。そういうところだと何回でも行く方もいらっしゃるので、一応 2 泊までですけども、使う方は使うし、ちょっと遠出する人はもう余り魅力がないのか、保養所の施設、連合会で今契約していただいているのですけれども、いいところがないとかという話をしますので、一応今年の実績の部分で上げさせていただ

て200人。

○清水正之委員長 安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 実数は幾つかという答えはありませんでしたが、ただ嵐山町が、私もどこが指定されているのかまだわからないところがいっぱい、300もあるというのですからわかりかねますが、小川町なんかも、ええ、そういうところも利用できるのですかという、新潟の月岡温泉のある有名なホテルですが、そこも利用できる。ああ、そうなの、私は嵐山はわかりませんねと答えたのですが、現実的にはかなりレベルの高いホテルも対象になっているのです。ですから、そういうことはやはり広報でお知らせはしていますよと言っていますが、わかり切れていないというか、申請すれば出しますよと言っても、利用者が利用しにくいというか、システムがよく理解し切れないというか、そういうのもあるのではないかと思うのです。その点は何かお気づきになりませんか。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 当初、今も、出張所も、町の窓口にも施設名簿というのを置いてありまして、その中に利用の仕方もあるのですが、やはり町のいろんな役員をしている方でもご存じない方がいるのです。初めてそういうのを知ったという人もおります。ですから、老人会に入っている方は結構利用していただいているのですけれども、個人的な部分がまだ周知できていないかなと思いますので、そういう周知の仕方もあるかと思っております。

○清水正之委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○清水正之委員長 それでは、総括質疑のほうに移りたいと思います。

歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けをいたします。

総括質疑者につきましては前もって届け出をいただいておりますが、1名であります。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 国保の総括質疑というのは初めてやるのですけれども、おかげさまで勉強させていただきました。国保に関して言えば、療養給付費なのですが、まず療養給付費が県内に比べると嵐山町の場合は多いです、医療費自体が。それにかかわっての保険料というのは、県内の市町村では1世帯当たりの市町村で平均で見るとどのような感じ、比較してみると。今、表がなかったの、比較していないのですけれども、それはどのような感じになっているのか伺いたいと思います。

今嵐山町でも老人医療費もなくなってくるわけなので、療養給付費を下

げるということに関しては、国保の歳出の中ではできるのというのは保険事業費と、それから疾病予防費、それだけにかかわってくるしかないのです。ほかの部分では、見ると。療養給付費に関してちょっと調べてみたというか、読んでみたのですが、一番金額がかかるところはどこかという、死亡時の1カ月前の医療費が一番金額がかかるということになって、人によっては1カ月2,000万円ぐらいになる人もいるらしいということが大体わかってきたのですけれども、そうしますと、メタボ健診のほかにも死に方の情報というのは住民に周知していかないと、これは難しいのだなというふうに思うのです。死に方をどういうふうを選んでいくかというのは、死ぬ状況になった段階で個人が選択するということはできないわけで、それをあらかじめ皆さんに知らせていくというのは、もうこれからは国保の保険料を下げっていく一つの方法であると思うのです。それについての考え方を伺いたいと思います。

そしてまた、メタボ健診をするわけです。メタボ健診の後にさまざまな療養機関があると思うのです、医療機関。医療機関をどういうふうな形でつなげていくかという情報も嵐山町自体でも持っていないと、これはかなり厳しい状況になってきて、多分住民の方というのは、私もそうですけれども、自分で調べていくのです、今の状況では。それを具体化していく政策というのはあるのかどうかということと、メタボではとりあえず個人情報になってきます、全部。それぞれの疾患のあった人たちが今度グループ化して、情報をお互いに共有して話し合っていくというふうな機会がないと、国保税を下げっていくということが難しいのではないかなというふうに思っているのですが、ですからメタボ健診の指導実施の具体化というのですか、そういったものについてどのようにお考えになっているのかと思うのです。

私は、特に国保料の負担額というのが、負担感というのが結構強いのです。これはすごく強くて、ほかの住民の方もそうだと思うのです。今回高額療養費見ていると、高額療養費もかなり、交付の対象額が8万円になってきているので、これは厳しいなと思って。高額療養費に該当する医療というのはなかなかないなと思い始めたのですけれども、それでもやっぱり高額療養費自体が上がってきているわけなので、そこら辺の政策を嵐山町の国保で考えていくしか、国保と町ですか、健康保険のほうで考えていくしかないと思うのですけれども、それはどのように考えていくのか伺いたいと思います。

住民の方がメタボ以降、クオリティーオブライフというのですか、それをどういうふうな形でよいものを持っていけるかという政策というのは、国保のところで考えていくのか、どこで考えていくのか。その政策自体はまだないですよ。そのことを伺いたいと思います。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 ちょっと高度な質問で医療給付費が確かに嵐山町が、町分が送られてくるのですが、県内で上位を占めているというか、上位のランクのところが多い。先月あたりは嵐山町が比企でトップに入ってしまった、今回は3位.....

〔「3位ですね、1、2、3と」と言う人あり〕

○馬場章夫町民課長 そういった状況で、確かに高額が高くなっております。その中におきまして町の幸せな部分が多いのかな、医者さんが近いだけにそういった状況も生まれてくるのかなという考えでなるわけですが、かかっていたのをやめさせるわけにはいかないのではないかと。思っています。

それから、死亡の1カ月前ですか、そちらのほうの医療の関係でございますが、進歩した医療器具によりそういった処置をやっていただいているのかなということが改めて理解したわけですが、これにつきまして家族関係ですか、そちらのほうの相談で医療費削減のほうへ入れれば一番いい削減の方法になるかと思えます。また、死に方を考えるという何か言葉もちょっと出たようですが、確かに医療機関で亡くなりますとそういった高度な処置をしながらのみとりになってくるのかなと思っているところでございます。文書なんかで時たま自宅でみとりという言葉も挟まれてくるようなのですが、そういう状況も近々やってしまうかなという状況になってくるのかなと感じているところでございます。

それから、メタボ健診の関係でございますが、こちら来年度からのスタートになってくるわけですが、個人情報が大変含まれているわけでございますが、こちらのほうも要綱をつくりまして、そういった情報に関しましては規定しておりますので、そういった個人情報に当たるものは外部に漏れないような形で実施していければと現在考えているところでございます。

○清水正之委員長 答弁漏れがあったら言ってください。

○渋谷登美子委員 ちょっとあらかじめ質問出していなかったもので、難しいかなと思うのですけれども、国民健康保険の医療費の県下での国保の世帯当たりのというのはどの程度の位置にいくのですか。保険料は嵐山町で、保険料と言わなかったですかね。保険料は、埼玉県内では、私は保険料と言わなかった。あわせて保険料、国保料は療養給付費になるので。すみません。医療費と言っていて、国保料と言っていなかったら申しわけないのですけれども、ではすみません。再質問にいきます。

○清水正之委員長 では、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 嵐山町の1世帯当たりの国保料というのは、埼玉県内ではどの程度の位置になっていて、そしてなおかつ療養費はかなりの上の方になっていくということなのですか、療養給付費が上がると国保料

も上がるというのは当然になってきます。それを下げていくという考え方が必要になってくるので、下げていく考え方の中に、例えば死に方の、どういうふうな死に方をしていくかというディスカッションなり、何々の講演会が必要であると思うし、それからメタボ健診なりなんなりありますよね。がん検診でもあります。がん検診をしたら同じような人たちが集まって話し合うグループ化というのが必要だと思えますし、疾病による、糖尿病にかかったら次はどういうふうな病気になっていくかというのが順番であるわけです。かかっていくという。そういったものに対しての情報提供をして、それになおかつそこにかかわる医療者はこの近辺ではどこにあるかというものをしていかないと、療養給付費というのはどんどん、どんどん上がっていきます。その部分を政策としてどう考えるかということなのです。

そして、メタボ健診後には、今は国ではデータを蓄積していくという形になっているわけなのですけれども、それは嵐山町では多分データは蓄積されるのだろうけれども、嵐山町のデータとなるのか、国のデータとなるのか、広域のデータとなって発表されるのかというのは全然まだ見えてこないのですけれども、それはどのように位置づけられているのか伺います。

療養給付費を下げるための政策というのがなかなか見えてこないのですが、その部分を聞いているわけなのです。

そういうことです。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 数値的なものでなくてよろしいですか。

〔「数値的でなくてもいい」と言う人あり〕

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 幾らというのがちょっと押さえてはいないのですけれども、所得割なんかでいきますと、嵐山町は真ん中なのです。7.8というのは。一番最高は9.55とか、9%以上のところが5市です。それと8%以上、8.8とか、8%以上が26市町村ありまして、7.8というのは34市町村の間に入るのですけれども、7.0から7.9というので、7.8のところは8市町村あるのですが、大体真ん中辺かなと思ったのです。秩父関係のほうがやはり差が少ないのです。6%台とかというのが7、6%が7で、5%も7市町村です。ですので、そういう部分でいきますと保険料は真ん中辺かなと。所得割で9.55というところかなり、1割近いですから。世帯割とかもあるので。資産割も49というところが皆野町とか、秩父のほうはやはり所得でとれないところは資産割が高いのですけれども、49というところがあります。30以上が42ということで。あと、川越市さんとかさいたま市さん、2方式です。所得割と均等割。均等割も3万近くになっていますので、1人当た

り。ですから、そういう部分でいきますと真ん中辺かなと、保険料、と思うのですけれども、金額的にちょっと。

○清水正之委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 医療費を下げるのに、その方法が見えてこないというお話ですけれども、その中でターミナルケアにちょっとかかり過ぎると。だから死に方を考えろという話でしたけれども、日本人というのは、前もこれ一般質問で言ったかもしれないのですけれども、死生観というものがあって、死について話し合いをするというのは不吉だとか、いけないことみたいな感じで来ていると思います。それで、実際終末を迎える場面なんかにしても、機械をつけるとか、つけないとかというのも家族の中でも意見が合わないという話もあるわけです。ですから、これはターミナルケアにお金がかかるからこうすることはどうだとか、こうだとかと行政が言うべきことではなくて、やはり死生観というものを自分でしっかりやるような形のものを、平素から何らかのところで生かしていくようなことでもしないと、これは人間の尊厳にかかわる問題ですから、簡単に人に押しつけるというような問題ではないと思うのです。ですから、おっしゃるようにメタボの特定健診とかもこれから起きてくるわけですから、そういう中でいろいろ病気の治療に関したり、いろいろなものに対する対し方というものを、情報をいっぱい流す方法が一番いいのかなと思うのですけれども。要するに健康づくりは自分のもの、死ぬのも自分のものというような意識がないと、そういうところに到達していかないと思うのです。ちょっと時間がかかるかもしれないのですけれども、特定健診の場というものを生かすような考え方でとらえていったらいいのではないかなというふうに考えるのですけれども。そういうふうに研究していただくように事務方にも話をしていきたいと思います。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 保険料のとらえ方なのですけれども、保険料を各地域によってとりやすい方法にしてあると思うのです。具体的に世帯で幾らぐらいになっているかというふうな形と、それから療養給付費との比較というものが見えないと難しいかなと思うのですけれども、それは今までそういうふうな形で出されているものというのは、統計的なものがないというふうに考えて、そのお答えですとないというふうに考えたほうがいいのか、あるのだけれども、それは出していないということなのか。出していただけるようでしたら、私は出していただきたいなというふうに思うのですけれども、嵐山町の1世帯当たりとか、1人当たりの保険料は他と比較してどうなのかというものです。それに比較して医療費はどうなのかというのがないと住民としても難しいかなというふうに思うのです。長野県あたりで見ると、やっぱり国保料は低いで

す。国保料が低くて、当然医療費も低いわけだから、それなりの政策があるわけです。その政策というのがここではないから埼玉県内では非常に高い金額になって、医者がいるから高いというのはもちろんあると思うのです。みんながかかりやすいから。それは当然なのだけれども、そうではない方向もあると思います。

死生観の問題なのですけれども、死生観をどういうふうに考えていくかというのに行政が立ち入ることではないという形ではなくて、具体的に、これからは将来世帯への負担が非常に大きくなっていくわけです。そうすると、その部分というのは、死生観に立ち入るではなくて、死生観を高齢者がつくっていかなくてはいけない話です。将来の人たちにどのような形で負担を引き渡していくかというのを、これは死ぬ側の義務みたいなものがあると思うのです。その部分を持っていかなくてはいけないと思うのですが.....

〔何事か言う人あり〕

○**渋谷登美子委員** それは国保のことなのです。国保の政策になってきます。

○**清水正之委員長** ちょっと質問しているから黙ってください。

○**渋谷登美子委員** 国保の政策として、今これがなければ、国保の政策としてなければ、国保料を下げることは難しいと思うのです。実際にメタボの問題、ごめんなさい、さっきデータのこと伺ったけれども、データの問題は答えが来ていないよね、まだ。そういった具体的な部分というのは、事務方に話しておきますでは、事務方は難しいよね、そういうの具体的にこういうふうな形でいうのを出してもらって、政策として反映していくというのを一つ一つつくっていかないと難しいと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

すみません。先ほどのデータについてのとらえ方というので、町でとらえていくのか、国でやっていくのか、公表はどういうふうにしていくのか伺いたいと思います。

○**清水正之委員長** 暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時38分

再 開 午後 2時51分

○**清水正之委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの渋谷委員の質問に対して答弁を求めます。

矢嶋保険・年金担当副課長。

○**矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長** 世帯のは出ないので、世帯の関係ではなくて、1人当たりの収入と支出はございましたので、資料的に。

嵐山町の場合は保険税は、比企郡でいけば平均が6万 1,023 円ですので、平均より少し高いけれども、町村でいっても500円ぐらいですか、高いという形になります。市町村平均でいきますと少し、2,000円ぐらい低い形になっています。

それと1人当たりの支出でございますが、医療給の場合は18年は少なかったですが、1年交代ぐらいに嵐山は高いときと、次の年はまた低いという形で、今年はやっぱりまた上がっているのです。前年、18年で1回下がったのですけれども、19年にまた上がってしまっていて、1年交代みたいになっています。1人当たりの支出ですので、今回の18年ので見ますと少ないので、川島なんかから言えば2万ちょっと違いますし、吉見さんとか東秩父さんとかといきますとかなり高い額になっておりまして、比企郡内ですと嵐山一番低いような形になっておりますので、これで見ると要は低いという形にはなるのですけれども。

特定健診のデータですが、市町村で管理していくことで、一応連合会に委託はしますが、自分のほうの機械に入りますので、システムの中に入りまして、一応それがセキュリティになっておりますので、それで管理します。

○清水正之委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 医療費を下げるということですが、死生観の問題とか、ターミナルケアの問題とかございますけれども、ここに出ているのでそんなにあれなのですが、小鹿野、このところは健康については埼玉県の中でも特筆されるような地域で、議会終わったらみんなで聞こうと思ったのですけれども、何でそんなに医療費かからないようなことをやっているのか。それで健康づくりが進んでいる。そういうようなことを考えるときに、一番しわ寄せのところは、お金がかかるのはかかるでしょうけれども、そのほかのときにもかからないような仕組みができていると思うのです。お医者さん、病院があるわけですが、そういう中で看護師さんなんかはほかのところに比べて特に多いというような話も聞いていますし、そういう人たちがいろいろな運動の場に出かけていって、血圧測定をしたりとか、あるいはいろんな指導をしているというようなことを聞いておりますので、そういうようなものがさっき言った死生観だけではなくて、そういう健康づくり、自分の健康、みんなが、すべてが責任を持つような体制がしっかりできているのではないかなというふうに思うのです。そういうようなものをぜひ嵐山町でもまねをしながらできていければいいなと。そうすれば結果として医療費のほうに少しでもいい結果が出てくるのではないかなと、そんなことも思っています、最初からもうだめだということじゃなくて、何かとらえてやっていたらと思います。

○清水正之委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終了いたします。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 討論を終結いたします。

これより第24号議案 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○清水正之委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時56分

再 開 午後 2時57分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○清水正之委員長 第25号議案 平成20年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 討論を終結いたします。

これより第25号議案 平成20年度嵐山町老人保健特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○清水正之委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○清水正之委員長 第26号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 296ページの特徴の人数と普徴の人数がわかりましたら伺いたいと思います。

それから、事務費繰入金なのですが、これはどういう名目で来ているのでしょうか、伺いたいと思います。

それと、無年金の人が何人ぐらいいるのか伺いたいのと、75歳以上の健診の取り扱いです。どういうふうになるのか。

それと、ページというか、この中にはないので伺いたいのですが、高額療養の方も出てくると思うのです。その費用の項目がないわけですが、その方に対してどういうふうになるのか。

それと、保険料の、例えば普通徴収で7割ぐらいは収納率であったといった場合、3割分は町の負担として持つのか、そのまま7割分だけを上げればいいのか。ちょっとその辺を伺いたいと思います。

○清水正之委員長 馬場町民課長。

○馬場章夫町民課長 では、最初に特別徴収の人数ですか、こちらのほうの関係でございますが1,500人、とらえてございます。それから、普通徴収にはいりまして385名ですか、こちらの方の人数を一応とらえるものでございます。

無年金者については現在ちょっと資料がございませんので。

それから、75歳以上の健診.....

続きまして、事務費の関係でございますが、一般会計からの歳入ということになってきます。

すみません。副課長のほうから。

○清水正之委員長 矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課長 保険・年金担当副課長 もし7割しかとれなかったらというお話が川口委員からありました。一応広域連合では97%ぐらいを見ているらしいのですが、もし努力して90、70という極端ですけれども、90とかとなると、財政の基金というのが国と県と広域連合で積み立て、その中から充当していくということです。あとは努力するという形になると思うのですが、

市町村がその分を、努力したのにとれなかったというのは、その分を市町村がというのはないです。

高額でございますが、医療の関係は広域連合がやりますので、町のほうでは支払いはない。

〔「75歳以上の健診はどうする」と言う人あり〕

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 75歳以上の健診については、一般会計で特定健診がありますし、それと65歳以上の包括のほうで生活機能テストとか、そういう評価の部分がありますので、これでダブっているものと65歳以上の特定健診というのがございますので、それは一般会計のほうでやらせていただきます。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 普通徴収はそんなに嵐山では多くはないのですね。6、4ぐらいだというご答弁もありました。普通徴収1万5,000円以下の人、多いかなというふうに思いまして、嵐山ではどうなのかなと。わかりました。

無年金者、これは調べればわかるということで、今現在はわかっていないということでしょうか。後で結構です、もしわかるのであれば教えていただきたいと思えます。

事務費の件は、一般会計からということではなくて、どこから来ているかというのではなくて、どういう目的でこれが来ているかということで伺いましたので、お願いしたいと思います。75歳以上の年金なんですが、一般会計のほうの民生費のほうの特定健診でやれるということで、そうすると、それでやるということなのでしょうか。確認なので、ちょっと伺わせていただきます。

それと、高額療養費は、これは広域連合で見ていくので、こちらに載っていないと。広域連合のほうできちんと見ていただけるということで、わかりました。

○清水正之委員長 答弁を求めます。

矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋町民課保険・年金担当副課長 高額療養費の関係は、広域連合のほうが行います。

事務費の関係につきましては、賦課徴収の納付書の委託料とか、印刷というものになります。特別徴収と普通徴収で。通信関係については保険証の郵送とか、賦課徴収の部分の郵送になります。

〔「75歳以上の健診……」と言う人あり〕

○矢嶋町民課保険・年金担当副課長 賦課徴収のほうです。保険証は一般会計のほうでしますので、すみません。保険料の部分ですので、賦課徴収に関する印刷と郵送料の関係になります。それと電算委託料です。

〔「75歳以上の健診の確認を。一般会計でできるということでもいいのかどうか」と言う人あり〕

○矢嶋町民課保険・年金担当副課長 大丈夫です。

〔「それから、無年金者については調べればわかるのですか。資料を後で下さいというふうに言われているのだけれども、調べてもわからないということになれば、それは答えてください」と言う人あり〕

○矢嶋町民課保険・年金担当副課長 今現在ですとわかりません。

○清水正之委員長 ほかに。

渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 保険料なのですけれども、これはちょっと確認なのですが、特別徴収のほうは1人平均で6万4,860円になります。そして、普通徴収のほうは1人平均6万3,181円という結果になるのですが、年金受給以外に、普通徴収の方は収入があるというふうに考えてこの金額になっている、算定されていると思っていいのでしょうか。その点伺いたいと思います。

それと、歳出のほうで徴収費になりますけれども、徴収費に関しても町民課になっていますが、これは税務課ではなくて、町民課で対応して、ほかの徴収事務も町民課のほうで対応するという形でとらえていいのかどうか、伺いたいと思います。

○清水正之委員長 答弁を求めます。

矢嶋保険・年金担当副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 特別徴収の関係と先ほど普通徴収の関係があったのですが、一応年金が18万円以上ということで、不動産所得とか、そういうので額が多いと普通徴収になる方もいらっしゃいますので、そういうことになります。少ない人もいますけれども、年金が18万円以下という方も、介護と合わせたときに、そういう方もいらっしゃいますけれども、不動産所得とか、いろいろ違う所得がある方いるのです。株とか、そういうのもございますので、そういう結果になっております。

それと徴収のほうですが、臨宅、同じうちに行くのでしたらということで、徴収をお願いしてあるのですが、年金が絡むので、介護のほうもそうなのですが、還付とかというと社会保険事務所に、共済組合に返したりとか、還付、ご本人さんに返したりとか、見方なんかいろいろあるのです。年金は前の月の分なのです。2月、3月分を4月にもらうのですけれども、後期高齢の場合は4月、5月の分を4月に先取りしますのです、もし亡くなったりすると、共済の

関係なんかですと共済組合に返すという場合ございますので、そういう関係もあって事務的なそういう部分は町民課で。

○清水正之委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 討論を終結いたします。

これより第26号議案 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○清水正之委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時13分

再 開 午後 3時16分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○清水正之委員長 第27号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入りますが、今回説明員として、包括支援センターの件が入っておりますので、工藤高齢福祉担当主査に出席をしていただきますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 314ページの保険料の特徴と普徴の人数を伺いたしたいと思います。

それから、320ページの介護認定審査会費、あと認定調査等、これが減額になっているのですけれども、その理由を伺いたしたいと思います。

それと、328ページの地域密着型介護予防サービス給付費、これが科

目設定となったわけですが、どうしてこういうふうになったのでしょうか。その点を伺わせていただきたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

314 ページの第2号被保険者の保険料の関係でございますが、特別徴収の保険料、平成20年度は3,623人でございます。普通徴収保険料421人でございます。合計いたしますと4,044人、前年に比較いたしまして150人の増ということでございます。

次に、320 ページの介護認定調査会費の関係の113万2,000円の減額の件につきましてでございますが、平成19年度は認定調査を行う臨時職員分、これが176万円組ませていただいております。平成20年度はこの臨時職員分を一般会計の地域包括支援センター事業の臨時職員というほうに、ここに192万円ほど組ませていただいております。その減、それから主治医の意見書作成料が実績に基づきまして73万円ほど増加しております、この差し引きで大体103万ぐらいになります。これが主な減額の理由ということでございます。

328 ページの地域密着型介護予防サービス給付費、これが従前が292万1,000円、今年度は科目設定ということでございまして、昨年は要支援2の方が地域密着型サービスを受けておりました、この方が6カ月ほど受けておりました。これが継続審査を行った関係で要介護認定がされまして、この分がなくなったということでございます。

以上です。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 そうですか。地域密着型は対象者がいなくなったということでの科目設定ということであるわけですか。

それと、ちょっと落としてしまったのですけれども、保険料がふえているというのは、これは人数がふえた分がふえているという理解でよろしいのでしょうか。負担割合のあれがありますよね。あの関係でふえていったのか、ちょっとその辺のことがわかりましたら伺いたいと思います。

それと、ちょっと1回目で質問していないことがあるのですが、それはだめでしょうか。

○清水正之委員長 聞いてください。

○川口浩史委員 いいですか。

326 ページの介護予防サービス給付なのですが、今回1,200万円ほどふえているわけですが、昨年は見積もりが過大だったということで、約4,000

万円ぐらい削られているわけなのですが、かなり迷走しているなというのを、印象を持ってしまうのですけれども、この数字を出した根拠というのをちょっと伺いたいと思います。

○清水正之委員長 それでは、答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

314 ページの関係の保険料の関係でございますが、先ほど 150 人、前年に比較して増加しているというお話を申し上げました。これが大部分でございますが、中には階層を変動された方もいらっしゃると思いますが、人数の増加が主な増加の原因ということでございます。

326 ページの関係でございますが、介護予防のサービス給付費の関係です。この介護予防のサービス給付費の中にはどんなものがあるかと申しますと、介護予防の通所介護、いわゆるデイサービスと言われるものあるいは介護予防の訪問介護、ホームヘルプです。あるいは介護予防の通所リハビリ、こういったものが主なこの中身でございますが、今回平成 19 年度と比較いたしまして伸ばしておりますのが、介護予防の通所介護、これが昨年は 906 万円ほどの見積もりでしたが、今年度 1,611 万円、約 700 万円増加しております。それから、介護予防の訪問介護、ホームヘルプの関係ですが、これが 500 万円ふやしております、合計で 1,200 万。これは最近の介護給付費の実績を考えながら平成 20 年度推計したものでございます。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○清水正之委員長 ないようですので、総括質疑に移ります。

歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては前もって届け出をいただいておりますが、1名であります。

第 12 番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 介護保険料なのですが、介護保険料は 4,040 人の方からいただいている、実際に介護保険を使われる方というのは、そのうちの 13%に当たります。それは介護保険料を支払っているながら介護保険を使わないというのは、とても本当はありがたいことなのだろうなというふうを感じるのですけれども、逆に言えば、要支援にもなっていない人たちの必要な事業というのもあると思うのですが、それが施政方針の中で見守り事業や個人に合ったサービスを実施してまいりますということで、それが介護保険のほうに入ってくるというお話でした。それはどのように具体的に入っていくの

か。それは十分に介護保険料を支払っているだけのものが、介護保険を使っていない方にも満足できるような事業として展開されなくてはいけないと思うのですが、特に要支援でもない方で、元気なお年寄りというのですか、その方たちの欲しいものというのは、緊急的な場合のヘルパー、それからそれにかかわる移送、そして孤独死の早期発見、これがもう緊急事態として欲しいものであるというふうに聞いておりますけれども、個人的に聞いているわけなのですけれども、何人かの方に。それについての具体的な政策というのが展開できるのかどうかを伺いたしたいと思います。十分に介護保険料を払っているわけなので、それに満足いくようなものが展開されると思うのですが。

○清水正之委員長 答弁を求めます。

井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。

今ご指摘をいただきましたように先ほど介護保険料 4,042 人の方からいただいております。昨年の例でございますと要介護認定者数は 528 人、先ほどご指摘があった 13%程度と思っておりますが、この中で認定されている方は、介護サービス利用率は約 80%、この居宅サービスの限度額の利用率も上がってきているのが状況です。しかしながら、これ以外の方についてはこの介護給付を受けていないわけでございます。介護給付を受けていない方のために平成 18 年度からは地域支援事業、非該当の方などへのサービスということで、地域支援事業というのをやっているわけございまして、これには一般高齢者向けのサービスあるいは特定高齢者向けのサービス、こういうところで事業を分けて実施をしております。事業内容としましては一般高齢者の方、あるいは特定高齢者の方すべてが満足できるような事業を実施しているというふうにはまだまだ思っておりませんが、333 ページをちょっとごらんいただきたいと思っております。333 ページの中に、ここに地域支援事業費というのがございまして、まず上にありますのが介護予防特定高齢者の事業、それから次にありますのが介護予防一般高齢者施策事業費というようなことで、この 13 節の委託料の中かなりの数の事業が載っております。これが一般高齢者と呼ばれる介護認定で非該当の方の事業。特定高齢者につきましては元気はつらつ事業というのをやすらぎ、なごみで実施しております。それから、非該当の方につきましては、ここにありますのが目指せ 100 歳元気元気事業、もちろんそうなのですけれども、このほかに1回この事業が終わった後のフォローアップの事業も行っておりますし、ボランティアの養成講習会をし、そのボランティアを育てたボランティアの方にいろんな地区に出ていただきながら答弁をしていただいたりという形の事業では展開

をしているところでございます。社協にこれは委託しておりますけれども、なごみの講座事業、これにつきましても毎年 17 講座ぐらい開かれているのですけれども、この講座には大体延べ 101 回ぐらい開催していただきまして、実人数で 175 人ぐらいの方、そして延べですと 1,000 人を超えるような方が参加をしていただいております。そのほかにも地域支援事業、地域住民グループ支援事業というのがこの下にございますけれども、この中ではふれあいうきうきサロンと呼ばれているものでございますけれども、その中ではそれぞれの地区に助成をしながら、それぞれの、今 16 地区で実施していただいておりますけれども、そういうボランティアの活動、その地区の代表の方がお年寄りに声をかけて、閉じこもりの予防のためのお茶飲みをしたりとか、レクゲームをしたりとか、そういった取り組みに対する支援、こういったものも行っているところでございます。

介護の支援費、介護給付費を使わないところが一番いいわけでございます。ただ出しているだけというのはご不満だという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはりこれは相互扶助ということでございますので、そういった面も考えながらご理解をいただければというふうに考えるものです。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 介護予防の一般的な施策事業というのはわかっているのですけれども、今回の予算を組むに当たって多分高齢者のひとり暮らしの人たちとかから聞き取りはなさっていると思うのですけれども、聞き取りしていないですか。私はそういうふうに聞いているのですけれども、今回、私は特に高齢者、こういうグループに入らない、もうそろそろ団塊の男性たちもひとり暮らしの方が多くなってきていて、グループに参加したくないとか、常に自分で元気で動いている方たちがいます。元気で動いている方たちも実は緊急時に関しては非常に心配を抱えているということと、孤独死に関しては非常に心配を抱えている。不安に思っているということは伺っているのですが、それに対してこの事業のメニューですか、この事業のメニューではなかなか難しいかなというふうに感じるのですが、特に地域的に、地区的な見守り事業というのを行政のほうでかなりリードしてつくっていかないと、孤独死の発見というのは難しいです。私は孤独死の発見は行政としては、例えば亡くなってから3日以内には発見できるような体制とか、1週間以内には最低発見できるような体制とかいうふうな目標を持った地域づくりというのが必要だと考えているのですけれども、これではその目標を持ったものというのは、今現在では介護保険の中では対応できないということなのです。それで緊急時のヘルパーというのと、それから緊急時の移送というのは介護

保険で対応しないと、ほかの部分では対応できない状況だと思うのですが、経費的に。ここでしかとれないと思うのですが、そういった部分の予算化というのはされていないというふうに考えるのですが、その点はいかなのでしょうか。

それとごめんなさい、もう一つなのですけれども、これうっかり落としてしまっていけないのだけれども、介護保険料と医療費の合算額が上限額を超えた場合には還付するという形になってはいますけれども、これはどこの形にもこの予算書には出てきていないです、還付料というのは。ごめんなさい、これはちょっと再質問にはかかわってこないのだけれども、1個落としました。

特にひとり暮らしの見守りとかいうのは施政方針の中に入っていますよね。高齢者のひとり暮らし。それが具体的にこれだけでやっていくのでは多分政策としては今までと同じ形になりますよね。そののところはどうなのかなというのがあります。

○清水正之委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 先ほどちょっと緊急時の緊急的なヘルパーの関係でちょっと落としてしまいましたけれども、介護保険というよりも高齢者施策の一般会計のほうで、在宅で生活する高齢者、これを日常生活の援助をするということで、101 ページの4、これ具体的には次のページの 103 ページの 13 節の委託料 178 万円ですか、ここで緊急時の方についてはホームヘルパーが対応していくということでございます。103 ページの一番下に緊急通報システムの使用料の関係が載っております。これは主にひとり暮らしの方でございますけれども、こういった方のために工事費と基本料を町負担としまして、使用料は利用者負担でございますけれども、こういった緊急通報システム、これを設置しているということでございます。

それから、介護保険料と後期高齢者医療の合算制度ということでございますけれども、20 年度、事業が新たに後期高齢者医療のほう始まるわけでございますけれども、その状況を確認した後、21 年度からそれが始まっていくというようなシステムになっているということでございます。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 すみません。私、たびたびなのですけれども、施政方針にひとり暮らしの見守り事業などが出ているわけですよね。新たな政策としてこれが出てこない、ここには出してこれないというふうに思うのですが、ヘルパーの金額も実態に合わせた金額として出てきていると思うのですが、移送に関しては特に問題があるようで、健康な高齢者でもお一人になったときに病院への入退院、行くときの費用というのはかなり厳しいも

のがあるらしいのです。それで一般的にはタクシーを使うという方法もありますけれども、ご近所の方にお問い合わせするという方法もあるけれども、それは非常に心苦しいと、心苦しい部分もあるというふうに聞いていますし、それから緊急時にブザーですか、ピーという、ペンダントでやるブザーと、それから置き型のブザーですか、それもあるということなのですが、それだと亡くなったときの早期発見にはならないです。そういった意味で嵐山町では、例えば孤独死した場合には最低でも1週間以内に見つけるとか、3日以内に見つめるとかというシステムを構築するということがひとり暮らしの生活の見守りというのですか、その中では一番大切なことなのではないかなというふうに思うのですが、そういった政策というのはこれからつくっていくのか。今のとにかく予算書には出ていないです。施政方針には出ているのだけれども。私は、私自身も高齢者のひとり暮らしの方に聞いてみたら、嵐山町の福祉課に話をするという形で呼ばれたよというふうな、次の日行くよという話を伺ったので、そういった形のお話もあったのかなというふうに思ったのですが、具体的にはそういったものはなくて、まだ政策をつくる段階なのかどうか伺いたいと思います。

○清水正之委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 大変申しわけありませんでした。高齢者見守り事業の関係の答弁が漏れておりました。337 ページをごらんいただきたいと思います。337 ページに、これは今年もやっているわけなのですけれども、上から5行目ですか。高齢者見守り事業委託料ということで、これは介護認定を受けていない軽度の認知症の高齢者やサービスの未利用者、こういった方を訪問する、在宅介護支援センターのケアマネジャーにお願いしながら訪問してもらう経費ということで、こういう形で平成20年、19年度もやっているのですけれども、20年度も継続して実施している状況でございます。

以上です。

○清水正之委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 討論を終結いたします。

これより第27号議案 平成20年度嵐山町介護保険特別会計予算議定案についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○清水正之委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決まりました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時43分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○清水正之委員長 第28号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 352 ページの下水道事業負担金は、これ本竹地区の関係だと思いますが、一応伺いたいと思います。

それから、その下の下水道使用料が今回大きく伸びているわけですが、昨年はずっと減っているわけですね。今回大きく伸びるとするのはこれは、何なのか伺いたいと思います。

それと358、59で工事を1億2,000万円ということでやろうとしているわけですが。昨年は9,000万円弱でしたか。それで次のページの元金が、これ借りかえがあるから比較として大きく伸びているということはわかるのですが、やはり工事がこれだけ進むと、その辺の元金、利子というのがやっぱり大きくふえていくのではないかというふうに見るのですけれども、その辺をどういうふうなものというところで見ているのか伺いたいと思います。

それと、361 ページの一番上の市野川流域維持管理負担金ですが、昨年からはちょっと伸びて予算見積もっているわけですが。つまりこれ不明水の関係で、不明水がふえるというふうに見ての予算計上なのではないでしょうか。そうしますと、今回、359 ページの一番下の工事請負費で志賀2区の公共井の修繕工事を30カ所やるのだということで載っているわけですが。不明水が一番大きなところは志賀2区のところだということが前々から言われているわけですが、かなり改善されるのではないかなと見たのですけれども、不明水の問題とは別の工事がここではされるということなのではないでしょうか。

以上です。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 お答えいたします。

まず、下水道事業の受益者の負担金の減額の理由ということでございますけれども、これにつきましては予算の説明のときに申し上げましたけれども、昨年度は志賀の本竹地区、そのところの賦課が始まって、そのところで一括報償金という制度がありまして、そのおかげでかなり入ってきたということで、去年についてはそういうふうなことでふやしておいたと。最終的にはこの1,600万円の予算でしたけれども、最終的に2,000万円を超える収入になったということ。だた、本年度につきましては、本年度というのは20年度ですけれども、これがなくなるということで、本年度は東原の土地区画整理の負担金が約300万円、それから志賀、本竹地区、一括納付以外の方がまだ5年間に納めていただくわけですけれども、それが93万円ほどおられるということで、これがほとんどということでございまして、この減額の理由については川口委員さんのおっしゃるとおり本竹地区の減でございます。

それから、使用料、これがかなり伸びているということですが、本当に伸びているのです。7.3%なのです、これですと。これの伸びた理由なのですけれども、伸びた理由というのですか、伸ばした理由ということなのですけれども、これにつきましては平成20年4月に供用開始の告示面積というふうなことで10.72ヘクタール、これがふえるということでございます。ですから、その面積がふえるということで、この使用料については昨年度よりも7.3%ほど当初予算の段階では伸ばしておるということでございます。

それから、3番目の工事の請負費1億2,000万円と、それから公債費の元金の関係ですよね。当然工事請負費がふえたからこちらのほうの公債費がふえたのだということなのですけれども、当初予算でご説明申し上げましたようにこれにつきましては、工事によってふえている部分もありますし、それから借換債ということで今年度、20年度です、1億3,500万円ほど発行するというので、この借換債の発行分がかなりふえていると。1億3,000万円はそれだけふえているということです。その借換債の効果が4,000万円以上に上るといふふうなことでの説明を申し上げましたけれども、ですから今回のこの元金が2億9,000万円、それで前年度に比べて1億5,000万円ふえています。1億5,000万円のうちの1億3,000万円については、15分の13については借換債の分だということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、維持管理負担金、不明水の関係なのですけれども、これは、これを見ているかということなのですけれども、おかげさまで19年度ちよつと調べてみたのですけれども、今のところは5%ぐらいのところ、去年の決算のところだとかなり、去年8%ぐらい、その前についてはもうかなりあった

のですけれども、こういったいろんな公共升等を設置したおかげと。でも全部でまだ30%ぐらいなわけです、志賀の2区です。ですから、ある程度、またあと天候的なこともあるのではないかなということ。今年は大きな雨が少なかったなという感じがしますので、その辺のところはやはり不明水が少なかった理由ということでございます。ただ、市野川のこの負担金については、この不明水がほとんど入っているのかということについては、それほど入っていない、去年の実績から割り出して若干ふやしたのだということでございます。

それから、志賀2区の先ほどの不明水の改善30カ所ということですが、これについてはですから当然それだけ設置をすれば不明水についてはそれだけ少なくなるだろうということでございます。

以上です。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 下水道使用料の関係ですが、10.72ヘクタールふえたと。ちょっと世帯数がどのくらいふえたのか教えていただきたいと思います。

3,425世帯というのが昨年でしたけれども、どのくらいふえたのでしょうか。

それで、工事を1億2,000万円からやるわけで、この元金、利子の見通しなのですけれども、借りがえが大きいからというのは私も理解するのですけれども、それで4,000万円ほど、これは結構なことなのです。下水道会計をしばってちょっと心配になりますので、その辺の見通しというものもちょっと聞きたいと思います。

それと市野川の維持管理の関係なのですが、不明水はそれほど減ってはいないというわけです。そうすると、これふえた理由、大したことはないですけれども、ふえた理由というのは何なのでしょう。

それと、ちょっと1つ落としてしまったのですけれども、予備費が大変減っているわけなのですが、このくらいでやれるわけなのでしょう。その点もちょっとお尋ねしたいと思います。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 使用料がふえるということで、どのくらいの世帯かということで、世帯というか、約500人程度の増になるかなと。ヘクタールについては10ヘクタールを超えていますけれども、そこに住んでいる人たちについてはそのくらいになるかなというふうに係のほうでは見ています。

それから、下水道の元金の増加ということで、これは下水道課がしぼらないかというふうなことなのですけれども、本年度のトータルの残高をちょっと見ていただきたいと思うのですけれども、369ページにあるのですけれども、当該年度中の増減の見込額ということで、起債が2億6,170万円、そ

れから元金償還の見込みが2億9,008万8,000円ということで、当該年度末には34億5,327万7,000円ということで、これでも償還のほうがかやっぱり多いということでございますので、2,838万8,000円の減になるということでございます。ですから、当然自分たちの使用料、そういうふうな建設負担金、受益者負担金等すべてが賄えればそれがベストなのでしょうけれども、現段階ではこういうふう不起債をして当面しのいでいくと。それでまた、これからも川島地区等でもいろいろ要望が出ておりました、受益者負担金の説明会等でも、うちのほうでこれから10年くらいかかるというふうなことで説明申し上げたところ、そんなに長くは困るということで要望等も来ております。ですから、6～7年でぜひできないのかということなので、それで努力をしますというふうなことで申し上げておりますので、やはり下水の場合だと、遅くなると浄化槽等を自分でつけてしまったり何かしてしのぐと。そうすると、今度は実際に供用開始が始まってもなかなかつないでもらえないというふうな、そういった矛盾がありますので、やはり計画した地域については早く実施をして、早くつないでもらって、使用料収入につなげていくというのがベストかなと思います。ただ、やはりそれについては資金が要るということで、こういうふう不起債をしてやっていかざるを得ないというのが現在の状況であるというふうに思っています。

それから、市野川の負担金がふえた理由なのですが、不明水は見えていないのにふえたかちょっと、一応使用料のほうかふえてますので、使用料がふえれば、使用料のふえた割合は7%ぐらいふえているわけですが、維持管理負担金が7%ふえているかということになりますと、その辺のところはまだふえていないということで、その辺のことにつきましてはご理解をいただきたいと思えます。

それから、予備費、それが100万円ちょっとでやれるかということですが、本当にそれは不安です、予算。本当にできれば、私のほうだってもっとこのところをふやしておきたかったのですが、なかなか担当で苦労してこの予算組んだのです。そういうことをご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 359ページの市野川流域下水道事業の負担金の関係なのですが、前年からすると何でこんなに伸びるのかなというふうに思っているのですが、不明水の関係ではないというか、そんなことが出ているのですが、予算のページのときの説明で、3町で9,955万で30.6%なの

だという説明があったのですが、そうはいいながら、では前年と比べてえらい伸びなのです。だから、これは工事か何かやるのですか。工事をやるのでしたらそのことをちょっと説明、やるとすれば。そうでなければこんなにふえるはずはないのではないですか。前年はだって下水道事業 1,551 万 5,000 円です。その点を1点お聞きします。

管理費、市野川流域下水道事業は負担金が高いというので、前にも県にも交渉する余地があるだろうとしたと思うのですが、この関係はどうなっているのですか。その点お聞きしておきます。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 建設負担金の関係なのですけれども、これは市野川水循環センターの負担金なのですけれども、これがふえるというのは、平成 19 年度、20 年度で水の3号井オキシデーションディッチと呼ばれていて、オキシデーションディッチというのは、オキシデーションというのは酸化ということらしいのです。そういう、オキシデーションディッチを、これをつくっていくと。この計画は、市野川流域下水道計画が工事完了予定が平成 20 年度末までの計画がありました。これにつきましては今年度計画変更をして、平成 25 年度までということで5年間延長する計画変更について県のほうにしたわけなのですけれども、こういうふうな計画変更、これは嵐山だけではなくて、嵐山、小川、滑川が一緒なのですけれども、それによってやはりむこうも処理をしていかなければいけないということで、この関係でオキシデーションディッチ、これを4池から6池、それから最終沈殿池、これを4つから6つ、高速のろ過の池、こういうものを3池から4池、それから揚水ポンプだとかで3台から4台、こういうふうなことです。20 年度についてはオキシデーションディッチのための工事ということで、去年に比べると倍にふえているということでございまして、その負担割合について今までずっと嵐山、滑川、小川は変わっていません。ですから、このふえた理由については、今申し上げた市野川水循環センターのオキシデーションディッチの工事費によるというものだと思います。それから、あとの維持管理の負担金がこちらは高いということで、やはり一番この辺のところは高いところだったのですけれども、今まで 85 円だったものが今度 83 円になりました。いろいろ議員さん等の努力、いろいろしていただきまして、おかげさまで 85 円が 83 円になったということで、現在はその数字で出しているということでございます。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

それでは次に、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては前もって届け出をいただいておりますが、1名

であります。

第12番委員、渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 今年度の予算というのは前年度に比べると1億9,920万円ほど増額になっていますけれども、これは借換債があるという形で増額になっている部分が多いと思うのですが、具体的に下水道計画の進捗というのですか、今までの進捗は昨年や前年に比べてある程度広がっているのかどうかということが1点と、それと先ほどの市野川流域下水道事業の関係なのですが、9,951万6,000円を3町で割って、嵐山町は3,046万3,000円という形で出ています。これは具体的には嵐山町ではどの程度計画区域が、それに合う流量ですか、流量、3町では小川と嵐山と滑川となっていますけれども、3町でどのくらいの人数と世帯数が必要なので、これだけの金額をつくるために工事を行うという形になってきているのか。それに見合うだけの嵐山町の計画区域の進展が、進展がされるからこういうふうな形になってきているのか。逆に言えば、これがつくられないと嵐山町の計画は新たに出さないという形になってくる。私は、公共下水道に関しては、もうこれ以上広げる必要はないと考えていますので、その点伺いたいと思います。

川島については平たい地域ですし、進めてもいいのかなという感じはあるのですが、今まで以上に区域を広げるという感覚はもうないですね。その点について伺いたいと思います。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 一番最初の下水道事業の予算、ふえているけれども、進捗との関係はということなのですが、今年度はヘクタール的には6.11ヘクタール整備する予定です。ですから前よりもふえているということです。その中で平成20年度については、地区的なことなのですが、平沢が1.39ヘクタール、駅西が1.61、川島が3.11というふうなことで今年度については計画をしております。これについては、ですから工事費についても1億2,000万ということでありますので、去年の当初よりもふやしているということでございます。

それからあと、9,950万円のこの関係なのですが、これは先ほど安藤委員さんのところでちょっとご答弁申し上げたのですが、この計画は平成20年度の計画変更が、現在の認可というのが滑川、嵐山、小川町でトータルで829ヘクタール、滑川町が225.1、嵐山町が279.9、小川町が324.0、それで829.0ということで、それで変更の認可ということで、今回増減ということで滑川町が45.3ヘクタールの増、嵐山町が21.9、それから小川町については96.0ということで、163.2ヘクタール面積的には

ふえていると。それと人口なのですから、人口については全体では7,290人の増になっております。嵐山町については2,130人の増というふうなことで計画をしております。トータルで嵐山町については301.8になりますけれども、市街化区域全体が335ということなのですが、それよりもまだ少ないということで、全体計画418ヘクタールなのですから、ですから町のほうとするとこの418については、やっぱり渋谷さんおっしゃるようなある程度減らしていくというふうな考えは持っておりますけれども、いわゆるこの3町だとか、こういうふうな計画等の、そういう上の計画がありますので、簡単にはいかないと思っておりますけれども、418ヘクタールそのものには、そこまではいかないようになると考えております。

ですから、この川島を広げるというふうなことなのですから、川島についてはですから市街化分ということで、今言ったような数値、市街化区域内ということで渋谷さんがおっしゃるほどですからふやしてはいない。最終的にはふえないだろうというふうには考えております。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 では、事実上は1億2,000万円ぐらいの増という形で、1億2,000万円よりももっとありますよね。もっと少ない金額が、事業費としては、私はそれほど伸びないなというふうに感じていたのですけれども、借換債があるので7億6,700万円になっているけれども、事実上はうんと小さい会計になって、前年度と対して変わらない金額になっているはずだというふうに感じているのですけれども、ちょっとそこら辺がうまく、この会計のあり方では表明されないです。ちょっとその点なのですから、事実上の会計というのか、それはどうなってくるのだろうと思っておりますけれども。

それと、下水道計画なのですから、川島地区は市街化調整区域と市街地とあるのです。市街化調整区域の部分を除いて、市街地の部分は今回全部入れたということになるのですか。あと残っている区域というのはどこと、どこが計画区域の中で残っていて、というのはありますか。駅西のほうはもうほとんど終わりましたよね。これで終わって、そして杉山の庁舎も入りましたよね。あと残っているのはどこの部分が残っている形になってくるのでしょうか。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 予算の関係なのですから、事実上の会計ということなのですから、借換債がなかったらということなんです。借換債の分がとにかく1億3,350万です、これは。それから、工事の請負費のところ、去年が8,850万だったのです、当初は。そうすると3,197万円がふえてい

る。それから、あとはこのところで19年度当初については、一般会計のところでは当初4人で計算していたのに実際は5人だったということで、今年ふえていますけれども、実は4人で計算していたのが5人、1人分。それほどでも大きな金額ではありません。ですから、工事請負費はその辺のところですよ。市野川の管理負担金が今若干ふえているということでございます。

以上です。

○清水正之委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ちょっと全体計画区域の話なので、私のほうから答え申し上げたいと思います。

先ほど課長のほうからご答弁申し上げましたように今回認可の変更をいたしました。それは先ほど言いましたように川島の現在の市街化区域、これがすべて認可区域へ入ったと。それと役場の庁舎のところ。それと前ちょっと申し上げたかもわからないのですけれども、平沢2区の、平沢の区画整理に接した部分の一部分、こういうものが今回の認可区域の変更になったと。将来どこが残っているかというふうな話です。先ほど全体では418ヘクタールになっております。ただ、この中には花見台の工業団地がありまして、約90数ヘクタールあると。ただ、そのうちには緑地等がありまして、実際に工場が敷地として使っているのはもっと少ないということで、これをどうしようかというのが当然あります。ただ、そこは改めてもうこれ以上事業やりませんので、事業的には問題がないのかなと思います。今後どこが考えられるかということですが、先ほどちょっとお話がありました川島の現在の市街化区域を、将来的には市街化区域の拡大をしたいというふうに考えている場所があります。具体的には関越から菅谷寄りです。いわゆる都市計画道路の平沢―川島線が県道の玉熊線にぶつかって、そこから月輪の駅へ行く、月輪―川島線という都市計画道路を計画されておりますけれども、そこが将来の市街化区域ということですから、それは当然今後も事業展開になってくるのではないかと考えております。

それと、今入っていないのは女性教育会館のところ。それと県立の歴史資料館、今史跡の博物館ですか、これは実際に事業を町がするという形には考えておらないのですけれども、資料館は一応公共下水道の計画エリアへ入っていて、資料館がどう考えているか、いわゆる女性教育会館です。そういうことがございます。それともう一つ、平沢のいわゆる太陽インキとカインズさんのところ。ここが公共下水道の計画区域に入っている。ただ、これは今現在合併浄化槽でやっておりますので、これを将来どうしたらいいのか。まだカインズさんの手前側というのですか、そこにちょっと開発の計画もありますので、その計画エリアはどうしたらいいのかというのが今1つの課

題になっています。そのほかは平沢2区、これはちょっと地形的を考えていったときに、公共下水道で難しいのかなというふうに具体的には考えております。それと志賀小の部分、あの近辺です。したがって、現在認可をとっていないくて残っているところはそういうものがあると。その中で将来考えられるのは、今言った川島の拡大部分がいつどうなっていくかというものが一つの考え方かなと。あとはそれなりに、前からいろいろ議論されております嵐山町の目に見える下水道、公共下水道と小型合併浄化槽の処理、これを現実的にどうしていくかというのを20年度のなるべく早い時期には一定の方向を出したいというふうに、前から担当課とも話しておりますので、その辺はどこかの時点で明確にさせていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○清水正之委員長 渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 川島のほうは早目にやってほしいということですよ。そうしますと、今嵐山町での下水道の繰入金というのは結構大きいなと思っているのです。使用料及び手数料という形で、今事業費というのは賄えていくわけなのだけれども、逆に言えば公債費という部分に使用料及び手数料が入っていかないです。その部分での川島地区を新たに何年計画でやるのかわからないのですけれども、それをやっていくと、計画というのはまだつくられていないということで考えていいのでしょうか。

繰入金は結構、私は嵐山町から下水道にかかわる繰入金はかなり負担になっているなというふうに考えているのですが、その点はどのように町としては考えているのか。

○清水正之委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 一般会計からの負担金ですけれども、我々はそう多いなどは思っておりません。それはどういうことかという、当然公債費を返すときに交付税の措置というのがございまして、一般会計のほうへ一定の額入ってきております。特に注目して見ていただきたいのは、嵐山の場合には下水道の使用料で維持管理の負担金、維持管理費です。これはできているということです。これはできていないところの実際のほうが多いわけですし、そういう意味では埼玉県内でも下水道料金は高いほうですけれども、最後のほうに始めましたので。そういう意味では一定の負担をいただいているから維持管理費の負担金はせめて賄えているというようなことを考えていったときに、まあまあなのかなというふうに我々は考えております。ただ、できればそれは資本費のほうに幾らかでも集めたものを使えばいいわけであって、それにはやはり供用開始になったところをどんどんつないでもらうと、使っていただくと。それによって使用料収入をふやして、できるだけ違うほうへ

も回っていくようにするのがやっぱり最大の課題かなというふうに思っておりますので、その辺については新しい年度でもちょっといろいろ考えてみたいというふうに思っています。

以上です。

○清水正之委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにてすべての質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 討論を終結いたします。

これより第28号議案 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○清水正之委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時21分

再 開 午後 4時23分

○清水正之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○清水正之委員長 第29号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口浩史委員。

○川口浩史委員 388、89、給水収益ですが、下がった分というのは水道料金を引き下げた分というふうに理解してよろしいでしょうか。

それと、この新年度の有収率というのがどのくらい見ているのか伺いたいと思います。

それから、説明の中で、その下にその他の営業収益の雑収益の新設加入金、これ30ミリ以上のものが減ったのだという説明だったと思うのですが、ちょっと具体的にお聞かせいただくことができるでしょうか。

それと、そのページの一番下から2番目に不用品売却代金というのが毎年あるのですけれども、これは何を売却をした金額なのでしょう。

それから、389の中ほどに委託料、水質検査料、保菌検査料、水道施設運転監視業務委託というのがあります。昨年から若干減っているのですけれども、検査内容としては同じなのか。何かその辺は変更があるのか。その減った理由をあわせてお伺いしたいと思います。

それから、393ページなのですが、建設改良費の中で第1配水場の測量設計業務委託というふうに理解してよろしいのでしょうか。ちょっとこの委託料の測量業務委託と耐震の関係、これどこなのかお答えしてください。

それから、第3水源のポンプを取りかえるのだという話でした。浄水場施設費というのがそうなのかなと思うのですが、薬品注入設備交換工事から一気に工事がありますが、あわせてやってしまうということで作ったのか、いや、第3だけではないのですよということなのか、ちょっとそれを伺いたいと思います。

以上です。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 それでは、まず水道料金の実際この減った理由なのですけれども、これは水道の給水条例の引き下げのところでご報告申し上げましたけれども、大体3.5%ぐらいの、家庭用だと7%ぐらいいつているわけです。ただ、25ミリ以上の口径が大体半分ぐらい、大体半々ということで給水収益を見ておりますので、20年度については有収水量の若干の伸びとそれから引き下げということを勘案してこの数字を出したということなのですけれども、総配水量についても伸びていまして、有収率、これはどのくらいかということなのですけれども、これが今下がっているのです。平成19年度中なののですけれども、大体86.75%ぐらいで見ているのですけれども、去年については89%で見えていたのですけれども、現在19年度の実績から判断をして86.75%の有収率で、この年間有収水量というのがあります、274万2,000立米。これは配水量について5%増を見ているけれども、有収水量については1.8%の増ということで、有収率については86.75%で見えているということでございます。ですから、有収率については減っているということでございます。

それから、新設の加入金のところなののですけれども、30ミリ以上ということが見ていなかったということで、本当最近大きなところの加入がないのです。ですから、20年度は13ミリのところで90件、20ミリで20件、25ミリで1件ということで2,209万2,000円ぐらいというふうに、これは今の段階で見たものでございまして、この数字は最終的には決算でどうなるかという

ことは楽しみなのですけれども、ということです。今の段階ではこういうことでございます。

それから、不用品の売却益ということなのですけれども、これは廃棄メーターの売却処分ということで、8年を超えない時点で交換していきまして、その交換した古いやつを引き取ってもらうというふうなものでございます。

それから、水質検査なのですが、検査の内容が変わったかということなのですけれども、これについてはそれほど変わってはいないと思うのですけれども、それぞれ水道で定められたものはちゃんとここに入っていますので、ぜひご安心をいただきたいと思います。

次の測量設計、測量設計の関係の歳出のところなのですけれども、これは配水管布設工事に伴う設計業務ということで、これが長さは2,000メートルを見えています。ですから、金額が300万ということで、あとは耐震のほうの関係のこれが546万トータルでふえているということです。

それから、取水接続の工事請負費のところなのですけれども、このところの4,500万、取水設備の取りかえ工事、これにつきましては代替水源の取水ポンプということで、これは点検時において異音等が、異常な音等が観測されたということなので、今年度設置してから13年の経過なのですけれども、企業局の耐用年数だと12年だそうなのですけれども、これについては13年経過していますので、そういう異常な音がするというのでありますので、生命線でありますので、この際このところを交換してしまおうということでございます。

それからあと、送水設備の取りかえ工事、これは第1浄水場の送水ポンプの交換ということでございます。これについてはもう1990年に設置されたというふうなことでございます。

以上です。

○清水正之委員長 川口浩史委員。

○川口浩史委員 給水収益につきましてはわかりました。

有収率なのですが、ちょっと私もこれは計算しなかったもので、やはり今年度はちょっと低いということで86.75ですよね。新年度に関してもちょっと昨年より低く見ているということのわけなのですか。どうして漏れるというのを見てしまっているのだから。ちょっとしょうがないなというちょっと理由をお聞かせいただきたいなと思います。

それと水質検査の関係なのですが、問題ないでしょうという、法律に基づいて検査されるのですから。ただ、金額は下がっているというのは、わずかですけれども。ただ保菌検査なんていうのは3万7,000が2万7,000、3万円クラスで1万円下がっているというのは、ちょっと率にすると大きいわけ

です。これできちんとした検査というのは、法律上は問題ないのですが、今までと同じことが行われるのか、いや、ちょっと、少し削ったのだよということなのでしょうか、伺いたいと思います。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 有収率の関係なのですけれども、どうして漏れるのを見ているかということなのですけれども、19年度の今までの実績見たのです。それで、今年が一番多いときには1日最大配水量というのは1万立米を超えた日が、夏、非常に気温が高かったので1週間ぐらいあったのです。それで配水量についてもかなり伸びているのです。ですから、ああ、よかったなと思っていたのですけれども、ではお金はどのくらい入ってくるのだということで少し見ましたら、かなり減っていたのです。配水量が伸びたのは喜んでいたのですけれども、それが実際のお金につながっていないということで、それではその下がった原因は何かということで今一生懸命調べさせているのですけれども、今年も漏水、漏水なんかがいっぱいあったのですけれども、漏水によるやつが、ただ、19年度で4月から今年の1月までで53件あって、その漏水量が大体1万4,000立米ということで、4月から12月までの配水量のうちの大体0.57%ぐらい、これが漏水だろうというふうに判断したのですけれども、これが0.57です。去年だってあったわけなので。あと流量計をかえました。第2浄水場の流量計が超音波式から電磁式に交換をいたしました。今までののは音波流量計というのだそうですけれども、音波流量計と電磁流量式の違いというのがあるのですけれども、測定原理をちょっと読んでみますと、電磁式というのが、パテラー電磁誘導の法則により流速に比例した起電力が発生する、こういうふうに書いてあります。超音波式については、超音波の伝搬時間の差を利用してはかるというふうなことなのです。それでこの精度なのですけれども、電磁式というのがプラス・マイナス0.5%、これオブレイトと書いてあるのですけれども、それとあと超音波式、これがプラス・マイナス1%、オブスパンと書いてあるのですけれども。ですから、プラス・マイナス0.5%と、プラス・マイナス1%の差というふうなことで、その辺のところの流量計の差が出ているのかなというふうなことなのですけれども、これについても流量計をかえたということで、これが必ず原因であるというふうには断定はできません。ただ、こういうふうに流量計も19年度中にかえているということです。流量計かえた時点からすぐにこれがふえたわけではないので、夏からかなり配水量ふえているのだけれども、有収率のほうは今申し上げたように86%ぐらいだということです。それで漏水のほうを調べています。何だろうと今調べているところです。ご理解をいただきたいと思います。

それから、水質検査のところなのですけれども、これは保菌検査が、最初は人数、3万7,000円が2万7,000円ということで、最初は職員が去年は8人ということだったのでふえるということで最初は組んでいましたので、その分が。保菌検査については8人掛ける546円掛ける2ということで組んでおります。ですから、保菌検査も原因はそういうことをご理解いただきたいと思えます。保菌検査、職員の検便です。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 1点お伺いいたしますが、388の水道料金、有収率のことは説明がありましたのでわかりましたが、水道料金の集める率といいたし、水道料金の未納というのはどのくらいの状況になっているのか。なおかつ、それがふえているのかどうか。傾向的にはどうなのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 今直接この資料はちょっとないのですけれども、水道の場合、何カ月も納めていない方については一応停止をさせていただいていますので、最終的にはほとんど、100%近い、99.5%ぐらいの数字は確保できています、毎年。それはやっぱり払っていただかない方については、申し上げたように、そういうことでやっていただいていますので、一応水はとめさせていただいて、それから払っていただくというふうなことになります。

以上です。

○清水正之委員長 安藤欣男委員。

○安藤欣男委員 99.5%収集はしていると。ただ、確かにそれは切ると言ったって法的には切れないはずなので、法的にはとめるというのはどうなのですか。それはできるのですか、水道。99.5%だということですから、それは納付率がいいなと思っておりますが、総額がどのくらいになっているのですか。未収金の部分はどのくらい。決算になってしまうけれども。ただ収納率の関係もでてくるから。

○清水正之委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 決算の数字、ちょっと18年度決算持ってこなかったのですけれども、最終的な3月までに入らないものについては未収金という形になっていますので、それは4月以降については入ってきて、最終的に99.5%ぐらいになるということをございます。ですから、不納欠損をしているのが、決算のときにも60何万円ぐらいでした。この前、川口委員さんが

ちょっと質問されたと思うのですが、そのくらいの金額ですので、トータルからすれば非常に少ないということで、とめられるかということなのですが、一応それは適正に執行してやっているということでございまして、何が何でもそれをやっているということではありません。その人たちの一応状況を見ながらさせていただいております。

以上です。

○清水正之委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○清水正之委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論を行います。

〔発言する人なし〕

○清水正之委員長 討論を終結いたします。

これより第29号議案 平成20年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○清水正之委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○清水正之委員長 以上をもちまして予算特別委員会に付託された予算議案7件の審査はすべて終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議大変ご苦労さまでした。また、町長、副町長、教育長をはじめとする説明員の皆さんには大変お忙しい中出席をいただきましてまことにありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○清水正之委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時45分)